大阪狭山市における
市民公益活動促進に関する提言

平成１３年（２００１年）８月

大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会

はじめに

２１世紀を迎えた今日、日本社会は大きな変動の時期を迎えています。少子高齢化社会の進展、バブル崩壊後の経済の停滞と経済不況からくる自治体財政の悪化、また少年犯罪やリストラによる失業者の増大など社会的な不安や課題・問題が山積しています。このような背景のなか、日本の社会システムは中央集権の官僚体制から地方分権と市民参加型社会へ大きく舵を切り始めています。

一方、市民の価値観、関心や課題は多様化し、物質的な豊かさを追究することから生活の質や生きがいを感じられるライフスタイルが求められるようになってきました。また、ボランテイア活動の高まりとともに、ＮＰＯ（民間非営利組織）が登場し、その活動が活発になるにつれて、自分たちのことは出来るかぎり自分たちで解決していこうという意識が市民の中で広がりを見せています。

本年４月に策定された大阪狭山市第三次総合計画では、その基本理念に「まちづくりの中心に『人』を位置づけ、一人ひとりが豊かな人間性をつちかい、互いの人権を尊重し合いながら、安心していきいきと生活できる、すべての人にやさしいまちづくり」をあげています。これは、「行政が公共の分野で社会的責任をすべて担う社会」から「市民の自発性と自己責任を基調に相互に支えあう社会」に向けた新たな流れを示すもので、多種多様化していかざるを得ない公共的サービス分野において、自発的・自主的な意思にもとづく非営利で公益的な市民活動の果たす役割が今後ますます重要になっていくことを意味し、その活動には大いに期待が寄せられているわけです。

懇話会の場では、ＮＰＯに関わる実務者や研究者と、さまざまな分野でこれまで大阪狭山市の市民活動にかかわってきた委員が、熱心に意見を交わし議論を重ねました。市民が真に生きがいをもって豊かに暮らせる社会、「まち」を実現していくため、市民公益活動が育ち促進されるための環境づくりや、市民と行政との協働のルールづくり、また、望ましい市民と行政のパートナーシップのあり方とともに、ボランテイア活動やＮＰＯ活動など市民活動全般を活性化するための基本的な考え方、またその具体的な支援方策などを検討しました。特に本提言書では、非営利市民公益活動を促進するための推進会議の設置、行政として市民活動を支援するための総合的な体制の整備、また「生涯学習都市宣言」の議会採択などを盛り込みました。

今後、本提言の趣旨を踏まえ、行政内部での検討を深めていくことはもとより、市民や市民活動団体の中で意見の交流が広がることを期待します。そして、行政とＮＰＯとの連携、協働事業の取り組みなど、可能な点から順次施策化されることを希望するものです。

２００１年8月２７日

大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会

会長　真嶋　克成

第一部　まちづくりと市民活動

第１章　まちづくりの意味....4
１．地方分権社会とコミュニティづくり....4
２．生涯学習とまちづくり....5
（１）生涯学習の意味....5
（２）ボランティア活動とまちづくり....5
３．まちづくりの目的はひとづくり....6
４．まちのさまざまな資源の活用....6
第２章　市民活動の意義....8
１．市民活動の意義と特性....8
２．市民活動の役割....10
第３章　行政の役割と市民とのパートナーシップ....11
１．市民公益活動の支援・育成....11
２．行政と市民のパートナーシップの構築....11

第二部　大阪狭山市の現状

第１章　市民活動の現状について....13
１．市民活動団体の状況について....13
２．ボランティア活動の現状について....13
（１）大阪狭山市ボランティアセンターの活動状況について....13
（２）登録制度におけるボランティア活動の状況について....15
３．市における市民公益活動団体への支援状況について....16
４．市と市民公益活動団体との協働状況について....17
５．アンケート調査に見る市民活動の現状と課題について....24
（１）　市民活動団体の現状と課題....24
（２）　ボランティア活動についての市民意識....32
第２章　地域組織の現状について....35
（１）地区福祉委員会について....35
（２）小地域ネットワーク活動について....35
（３）コミュニティクラブと中学校区地域協議会について....36
（４）大阪狭山市公民館クラブ協議会について....37
（５）自治会について....38
（６）老人クラブについて....38
第３章　市内の公共施設の状況について....39
第４章　大阪狭山市における市民公益活動支援の課題....40
１．市民公益活動支援における課題について....40

第三部　市民公益活動の促進に向けて

第１章　　市民公益活動活性化のための基本的な考え方 42
１．行政の意識改革 42
２．住民自治意識の醸成への取り組み 42
３．協働の視点による行政施策の推進 42
第２章　　市民公益活動支援・協働のための基本原則について 43
【基本原則】 43
第３章　市民公益活動推進のための具体的支援方策 44
１．総合的支援策の推進 44
（１）基盤整備、環境整備を進めること 44
２．個別的支援策の推進 47
（１）ボランティア及びボランティアを希望する市民への支援 47
（２）ボランティア団体などの市民公益活動団体への支援 47
３．市民公益活動を促進するための推進体制の整備 49
（１）市民公益活動を促進するための推進会議の設置 49
（２）行政内部に市民活動、ＮＰＯ支援のための総合的な推進体制の整備 49
（３）市と市社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携強化 49
第４章　市民公益活動団体との協働推進に向けて 49
（１）行政と市民公益活動団体の協働プロジェクトの推進 50
（２）協働のための財政的支援 50
（３）ネットワークの構築と協働システムづくり 50

参考資料 51
（１）大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会委員名簿 51
（２）大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会設置要綱 52
（３）大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会及び作業部会等の記録 53

第一部　まちづくりと市民活動

第１章　まちづくりの意味

１．地方分権社会とコミュニティづくり

２１世紀社会が到来するとともに、我が国の政治、経済や社会のしくみは、大きく変化しようとしています。こうした変化の背景には、少子高齢化、国際化、情報化など、さまざまな要因があると考えられますが、いま、新しい社会のあり方として提唱されている考え方の一つに地方分権があります。

地方分権というのは、「地方や民間に任せることができるものは任せる」という考え方から、国と「対等・協力」の関係に立って、行政が行う団体自治と市民が担う住民自治により、地方自治を推し進めていこうとするものです。

ところで我が国の地域社会の現状をみると、１９６０年代以降、急激な都市化と過疎化が進行し、人口の流動化が激しくなりました。その結果、人々の居住地域に対する思い入れが希薄になり、人々と地域との結びつきが徐々に失われてきました。その結果、人々の連帯感が弱まり、地域行事に参加する人々にも減少傾向がみられ、地域に関わる新しい問題すら発生するようになりました。

つまり、人々の意識や価値観が多様化し、これまで地域社会で人々の生活を機能させてきた地縁的な人間関係が、十分に機能できなくなった結果であるといえます。

こうした課題の解決には、これまで人々の生活を支えてきた人間関係の持つ機能をもう一度よみがえらせ、新しい時代に見合った市民活動をつくっていく必要があります。

具体的には、これまで地域で人々の生活を機能させてきた地域密着型コミュニティを活性化させるとともに、人々のさまざまなニーズから生まれたテーマ型・クラブ型のコミュニティを一体化させた、新しい形のコミュニティをつくることが求められています。

つまり市民の地域活動・事業への参加が促進され、地域社会の課題の解決をめざした市民の主体的な活動が期待されており、それを支援する地域ネットワーク型社会の構築が必要なのです。本市においても、すでに、新たな地域コミュニティづくりに向け、ネットワーク活動を進める取り組みが始まっていますが、今後より一層、すべての市民が郷土に誇りと愛情を持って新しいコミュニティづくりを進めていくことが期待されています。

２．生涯学習とまちづくり

（１）生涯学習の意味

１９８７年４月に示された臨時教育審議会第三次答申は、地域特性を活かした魅力ある、活力ある地域づくりを進める必要があるとし、そのための地域づくりの方策として、「生涯学習」を進めるまちづくりが必要であると提唱しています。

つまり私たち一人一人が、「学ぶ」ことを通して人間として自立し、主体的に生きることが大切であり、そうした人々が地域社会の一員であることを自覚し、市民としての役割を果たすことにより、「まちづくり」を進めることを求めているのです。

この人々の生涯のあらゆる時間にまたがって行われ、かつあらゆる領域において行われる学習を「生涯学習」といいます。つまり人々が、自発的に、自主的に、さまざまな学習活動を通して、自らの人間を向上させることにより、生活をより豊かなものに変えていくことを目的とする考え方なのです。そしてすべての人々には「学ぶ」権利が保障されています。それは「生涯学習権」と呼ぶべき、「生存権」に関わる基本的人権なのです。

生涯学習においては、市民生活のすべての領域が人々の学習の対象となります。学習方法も、知識や技術の習得だけでなく、より実践的な学習活動や社会活動が評価され、その学習成果の社会還元が求められています。

また、生涯学習には次のような視点があるとされています。それは、①自立すること、②わかること、③参加、行動すること、④他人とともに生きること、⑤自然とともに生きることの５点です。

人々は、生涯学習を通して自己実現を図り、「生きがい」や「やりがい」を獲得することができるようになります。つまり生涯学習により、自分が他人からも認められる機会を手に入れ、地域社会とのつながりができるのです。

（２）ボランティア活動とまちづくり

生涯学習は、「自らのまちは自らの手で」という自治意識をもった市民を育てていくために必要な社会的機能です。自らの生活や社会のあり方について学んだ市民は、他の市民とのふれあいを通して、地域社会についての関心を高め、学習を深めることによって、生活課題や地域課題を解決しようと、自ら行動する市民に育っていきます。

そこで自ら行動する市民を育成するには、社会にある「学び」の中に、ボランティア活動のような実践的な「学び」が取り組めるようにする必要があります。これまで進められてきた福祉ボランティアをはじめ、さまざまな領域でのボランティア活動を経験することが重要です。

ボランティア活動には、人々の生活と学習とを結びつける実践活動としての性格があります。ボランティア活動には学習性があり、奉仕などの社会貢献活動を発展させるだけでなく、地域社会における人間関係を作り上げていくことになり、地域の発展を促進するという意義があります。つまりボランティア活動は、市民が公共サービスの一翼を担う実践活動と理解すべきなのです。

このように市民が行うボランティア活動には、高い公共性があり、それは奉仕活動やフ

ィランソロピーに原型がみられるように、人々の「志し」の精神によって支えられた活動といってよいでしょう。

地域社会の活性化を進める際に、これまでから存在する「地域の縁」を基礎に、生涯学習によって培われた「学びの縁」と、ボランティア活動に意義を求める「志しの縁」を重ねることが重要なのです。

「まちづくり」を進めるには、市民が主体の住民自治と、行政が主体の団体自治とがパートナーシップを形成することが最も不可欠です。住民自治と団体自治の両者が、パラレルな状態で、単なる関係調整型の関係を結ぶことではありません。市民と行政の両者が成果を生み出す形での共通目標を持つことが大切なのです。

市民と行政のパートナーシップを基盤とした、「生涯学習のまちづくり」においては、あらゆる住民の自己実現を支援し、住民福祉に貢献することが必要です。また地域住民だけでなく、市の全域や周辺の市町村域の人々からの支援も必要でしょう。

本市においては、第三次大阪狭山市総合計画基本計画であげられている「まちづくり」の視点をふまえつつ、今後は活発な展開が期待されています。

３．まちづくりの目的はひとづくり

生涯学習のまちづくりの目的の一つに、「人づくり」という課題があります。

人々が「生きがい」や「やりがい」を持って暮らすことができる社会をつくっていくためには、多種多様な学習機会を設けることが大切であり、さまざまな領域から市民啓発に取り組むことが重要です。

本市では、２００１年3月に「生涯学習（人づくり）推進計画－地域コミュニティの再構築に向けて－」を示していますが、その中で『大阪狭山市トライアングルコミュニティの形成～学校を地域の核とした地域コミュニティの形成～』を基本目標とし、「（１）コミュニティのテーマ型クラブ型と地域密着型の一体化、（２）行政主導型から市民主導型へ、（３）まずは、行動力のある市民層から」の３点の基本方針を設けています。

地域間交流や世代間交流による人々のつながりは、新しいコミュニティづくりにとって不可欠な要素であります。また、そうしたつながりを基盤として、行動力のある市民が中心となって「まちづくり」に果たす役割が期待されています。

つまり「ひとづくり」という究極的な目標の実現のために、「まちづくり」を推進できる力量を持った市民が、リーダーとしてさまざまな取り組みを展開することが、戦略的な目標だと考えられるのです。そのためには、市内のあらゆるサークルや団体などの組織において、「まちづくり」につながる活発な活動を進めることが重要です。そして交流の促進を図り、リーダーなり、活動家なりを養成することが必要とされます。

４．まちのさまざまな資源の活用

市民が生涯学習を進めるには、学習施設や指導者などの学習資源を必要とします。

学習資源には、学校や公民館などの教育機関にみられるように、既に学習機会を提供しているものと、学習資源としては現在はまだ十分に活用されてはいないが、今後の活用が期待されるものとがあります。

新しい学習資源の導入や開発、既存の学習資源に対する補充と活用が必要であることはいうまでもありませんが、既存の学習資源をできるだけ効果的に活用することが望まれます。（37 頁の公共施設等一覧を参照）特に十分に活用されていない学習資源が活用できるように、学習プログラムの転換や開発を図る必要があります。

たとえば、陶器山山麓や南部丘陵における里山、狭山池、西除川や東除川などの水系、市内の各寺社、運動場、社会教育の場としての学校、地元大学などの自然や施設を活用した学習プログラムの開発などがあげられます。

指導者については、公民館や図書館などの社会教育施設での各種の講座、「大阪狭山熟年いきいき大学（開講予定）」などで学習成果をあげた人々、「街のすぐれもの」で「まちの名人」と呼ばれる多彩な特技や技能を持った人々、学校支援人材バンクの人々、さらにＮＰＯやボランティア団体などの関係者を対象に、人材活用を図っていく必要があります。このように、地域に根ざした学習資源を活用していくことにより、「わがまち大阪狭山」に対する郷土愛につながるような学習が期待されるのです。

第２章　市民活動の意義

１．市民活動の意義と特性

近年、市民活動が活発化し、「まちづくり」のような課題に関してもこれまでのように行政に依存するばかりではなく、市民自らが活動に主体的に参加・参画していく傾向が高まってきています。それは、「行政が公共の分野で社会的責任の全てを担う社会」から「市民の自発性と自己責任を基調に相互に支え合う社会」への転換に向けた新たなコミュニティーづくりの活動と言えます。

「まちづくり」のような市民活動は、市民の自発性、公益性、非営利性という特性に基づいて行われます。このため、最近では、特定非営利活動法人やボランテイア団体などの任意団体などによる市民公益活動（注①）が活発となってきています。

現在、市民が求める公共サービスの分野は、多種多様なニーズにより、その領域は拡大しつつあります。したがって、行政だけがこうした公共サービスを担うことは不可能になりつつあります。そこで、市民が主体となって継続的、自発的に公共サービスを行う市民公益活動団体（注②）、ＮＰＯ（９頁参照）の存在がクローズアップされており、その社会に果たす役割が大変重要になってきています。

市民活動の社会的認知と健全な発展を促進するために、通称ＮＰＯ法「特定非営利活動促進法」が１９９８年3月１９日に成立し、同年１２月１日から施行されたのは、こうした背景によります。この法律は「ボランテイア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与する」ために、一定の条件を満たした福祉、まちづくり、環境保全、災害救援、国際協力などの活動分野の団体、組織に法人格を与えようとするものです。

それは、地方分権社会の推進の一環として理解されるべきものとして、２１世紀社会を参画型の市民社会として捉え、それを担うべき市民活動の育成を目指したものと考えられます。

今後の市民活動の中心を担うべきものとして、この市民公益活動団体の育成に重点をおいた取り組みが進められなければなりません。

（注①）市民公益活動

提言書でいう「市民公益活動」とは、「市民の自主的・自発的な活動で、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする社会貢献活動」とします。

（注②）市民公益活動団体

上記の「市民公益活動」を継続して行う団体を「市民公益活動団体」とします。そして、特定非営利活動法人及びボランテイア団体などの任意団体を指すものとします。

ＮＰＯ（民間非営利組織）について

最近、ＮＰＯ（NON―PROFIT　ORGANIZATION、非営利組織）という言葉がよく使われますが、一般的に、ＮＰＯは、「営利を目的としない民間の組織」のことを言います。同時に、社会活動の担い手という観点から、第１セクター（国、地方公共団体)、第２セクター（営利企業）と並ぶ第３のセクター（民間非営利組織）に位置づけられています。

ＮＰＯという用語については明確な定義づけはされてはいませんが、提言書では、民間非営利・公益性・ボランテイアを運営の基本とする組織性に着目した「狭義の解釈」と、民間非営利・公益性に着目した「広義の解釈」、民間非営利という意味からの「最広義の解釈」により、ＮＰＯを下記のとおり大別しています。

「狭義のＮＰＯ」では、特定非営利活動法人及びボランテイア団体などの任意団体を指すものとし、「広義のＮＰＯ」では、前者に公益法人など（学校法人、医療法人、社会福祉法人、財団法人、宗教法人など）を加えるものとします。「最広義のＮＰＯ」では、さらに、協同組合、労働団体、自治会、趣味のサークルなどの共益団体などを含む広い領域で捉えることとします。（図参照）

このような組織や団体は、それぞれに、自主性、自立性、独創性を備えるとともに、固有の活動テーマと領域を持っています。提言書では、市民公益活動を促進するという立場から、図の▢部分の「市民公益活動」を対象とすることにします。

●活動領域から見たＮＰＯの概念図

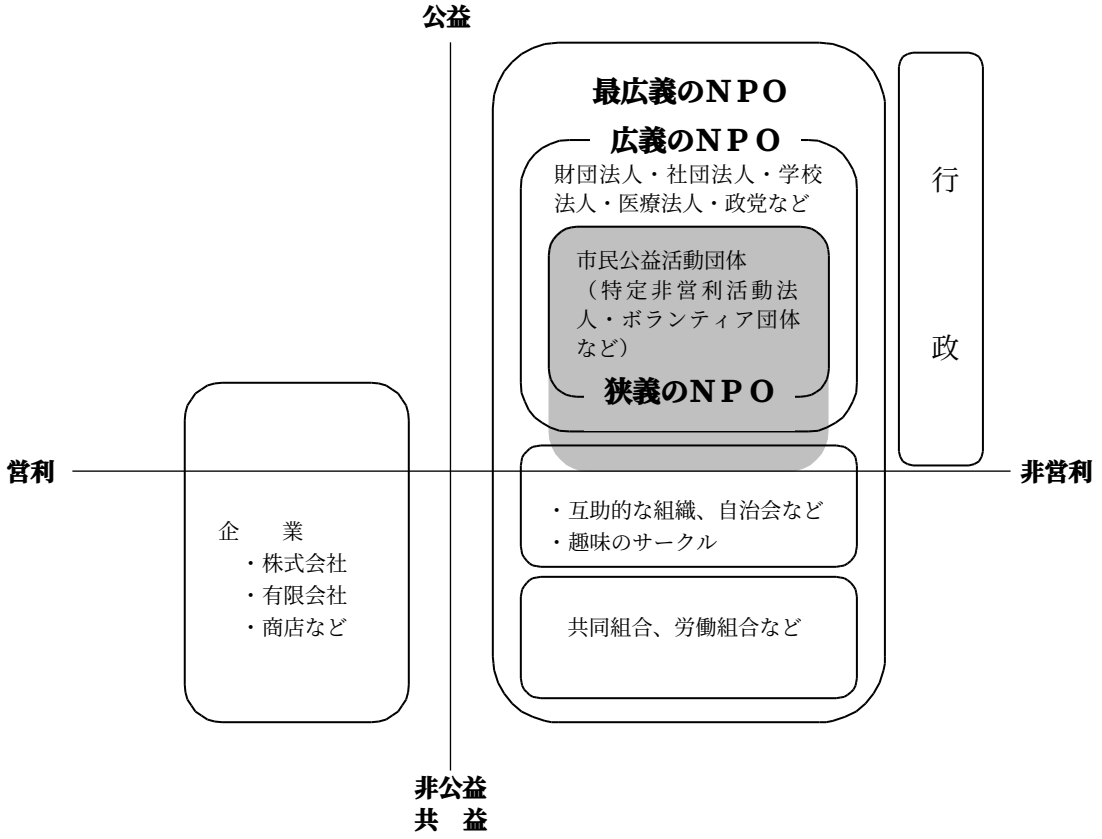

注：▢部分は市民公益活動の領域を示す。

２．市民活動の役割

市民の多種多様なニーズから、公共サービスが増大しつつあるのに対して、行政が担うべき分野、行政と市民が協働するサービス分野、市民の自己責任のもとで行われるべきサービス分野にシェアリング（役割分担）を行うことが求められています。

それぞれが本来的な役割を果たし、協働関係も構築しようとする考え方です。

地方分権社会では、公共サービスのすべてを行政が担う社会から、市民の自己責任を基調とする社会への移行が必要とされています。公共サービスにおいて市民公益活動が担う領域は、行政との協働的な相互関係においてとらえられねばなりません。

つまり行政が行う公共サービスに限界があるところから、量的な面だけではなく、質的な面からも、市民公益活動が公共サービスの中の一定の役割を担うことが望まれています。

今後も市民の多種多様なニーズの発生が予測されますが、一定一律に実施することを基本とした行政による公共サービスでは、各種のニーズに対応することは困難です。

むしろ特定領域のニーズについては、市民の専門的な活動に委ねるほうが現実的です。

また行政による公共サービスよりも、市民による公共サービスの方が、住民に密着したサービスを直接に提供できるという利点もあります。地域課題や社会課題については、市民は生活者としての身近な視点から直接的にとらえることができるため、具体的な課題解決を提案していく点においては、市民の方が行政よりも優れているということになります。

地方分権社会では、市民と行政とが役割分担する中で、こうした市民の特性を生かした、きめ細かい役割に期待が寄せられています。

●公共サービスにおける新たな役割分担

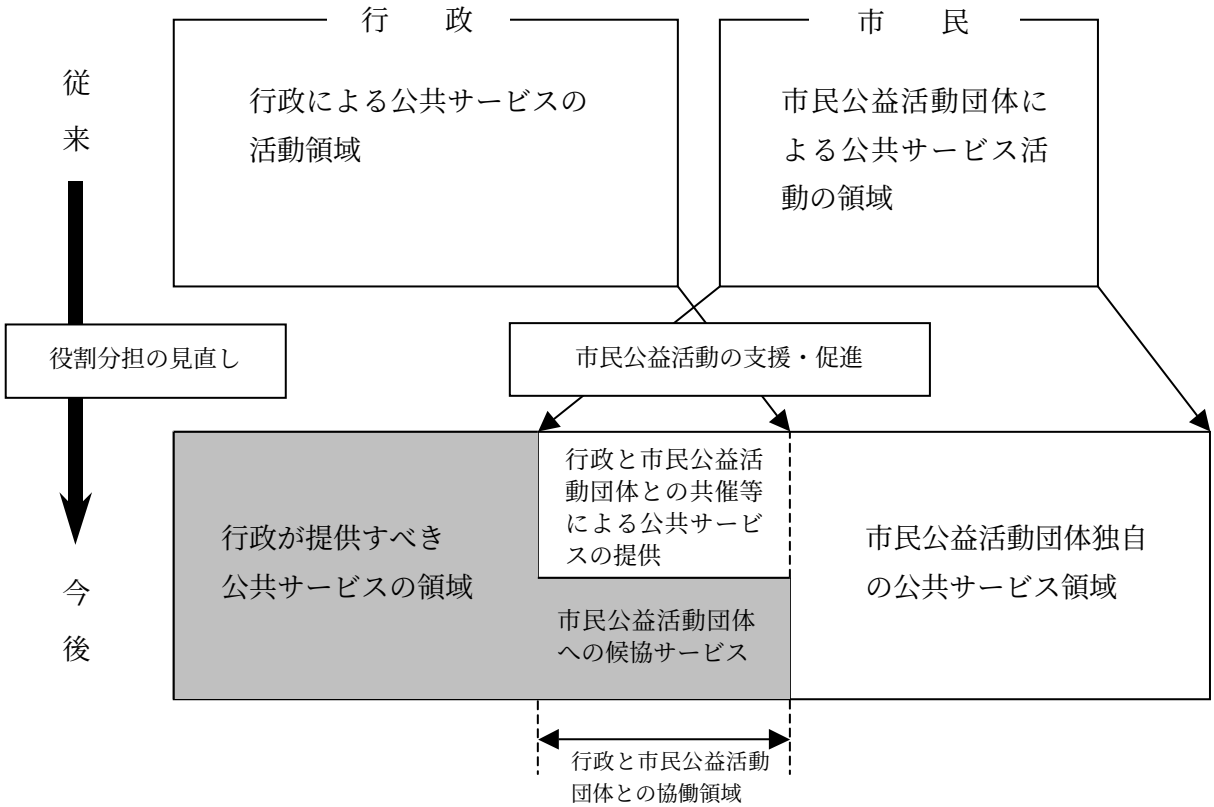

第３章　行政の役割と市民とのパートナーシップ

１．市民公益活動の支援・育成

まちづくりを進めることは、市民自らが、地域に関わるさまざまな課題を学習することを通して、主体的にその問題解決を図っていく実践であると考えられます。それは市民一人一人の自立と、自己責任の上に成り立つものであり、基本的には郷土愛に根ざした市民による自治活動ということができます。

市民による公益活動が、今後活発に展開されていくためには、当面の間、行政による活動への支援と育成が必要です。

行政からの支援を得るには、活動の内容が公益性を持っているものであること、活動が継続的に行われていることなどの前提があることは言うまでもありませんが、市民公益活動を育てるための行政による支援と育成には、次のような取り組みが求められています。

第一に、市民公益活動促進のための社会環境の基盤整備が必要です。そのためには、これまでから市民公益活動に参加している各種の組織や団体、あるいは地域団体と行政との関係の整備を図ること、市民公益活動を促進させるためのセクションやセンター的機能を設置すること、全市的な実践・研究組織を設置することなどが必要です。

第二に、新しいタイプの市民公益活動団体を育成していくために、情報・場・ネットワークづくりなどの支援を通して自立を促進していくことが求められます。

また団体によってはＮＰＯ法人化をめざすものもあり、さまざまな形での援助を提供することが必要です。

第三に、市民公益活動団体と行政との信頼関係を構築することが大切です。行政内部で市民公益活動に対する意識を高め、理解する努力がより一層求められます。

市民による自主活動を全面的に支援することにより、行政と市民とが対等な協働関係を構築できることをめざして、その基礎を形成していくことになります。市民公益活動団体が求める自立化、安定化、社会化に対応できるように、バランスがとれた行政による支援体制づくりが重要であるということになります。

２．行政と市民のパートナーシップの構築

公共サービスにおける社会的役割負担を見直そうとするとき、行政が担うべきサービス分野、行政と市民が協働するサービス分野、市民の自己責任のもとで行われるべきサービス分野の各セクターの役割と責任を明確にすることが重要です。

まず行政と市民の関係が、従来の「対立・依存」から「協力・自律」に支えられた関係に改めることが必要です。とりわけ行政と市民が協働するサービス分野は、両者の信頼の上に成り立つパートナーシップが求められます。

こうしたパートナーシップが必要とされる理由には、これまで述べてきた地方分権に向けた国の動向、官民役割分担論や行財政の硬直化などの要因があげられますが、地域に密着した課題の解決、魅力的なまちづくり、地域経済の活性化といった、従来の行政サービスでは対応が十分できなかったさまざまな課題をはたしていこうという考え方があるからです。

たとえば福祉の領域などでは、行政が行うサービスと、市民のもとで行うサービスとを一体化させることにより、対象者に対する深いケアーが可能になります。

つぎに行政と市民のパートナーシップを考える視点として、つぎの３点が重要です。

第一に、効率的・効果的な行政活動の確保を行うこと。つまり協働における市民参加・参画が必要です。

第二に、協働がもたらす柔軟なレベルの高い公共サービスの提供を行うこと。ボランティアやＮＰＯが持つ機動性・きめ細かさ・温かさ・柔軟性・多彩さといった性格を加えることができ、社会情勢に柔軟な対応が可能となります。

第三に、「市民の社会参加権」保障を充実させること。ボランティア活動の参加機会が拡充され、参加に対する欲求も高まる。こうした住民ニーズに応えるのも行政の重要な役割です。

そして行政と市民とがパートナーシップを構築しようとするとき、一定の目的意識を共有し合い、互いに特性を認識し、尊重することが基礎となります。相互に対等関係のもとで、協調・協働していくということが原則なのです。

この行政と市民のパートナーシップには次の４つの原則が考えられます。

① 両者が対等の関係であること。
② まちづくりに関するビジョンが共有できる関係であること。
③ 情報公開に基づく行政のアカウンタビリティー（説明責任）があること。
④ 市民が行政の考えを理解するために開かれた地域社会づくりを進めること。

実際に事業を実施する際には、こうしたパートナーシップの原則に基づいて、市民と行政の双方が知恵や労力や費用を提供し、互いに役割分担を決めて進めることになります。

また行政には市民が主体的に、自発的に参加意識を持つような援助性が求められます。

今後は、行政と市民のパートナーシップについて、政策や事業の評価を進めることが必要であり、政策立案段階で両者が協働して取り組むことも考慮されねばなりません。

つまり政策形成に関しても、市民を行政のパートナーシップとしてとらえるべきなのです。行政や議会の持つ課題とは別に、地域住民という新しいポジションからの政策立案を可能にすることも検討すべき段階を迎えているのです。たとえば地域住民と行政の両者が、ホームページやメールなどの情報機器を活用することにより、政策協議を行うことが可能になりました。

こうしたＩＴ革命による情報化の進行にともなって、市民と行政とのパートナーシップづくりの進展が期待されています。

第二部　大阪狭山市の現状

第１章　市民活動の現状について

１．市民活動団体の状況について

ボランティア活動など市民の生涯学習活動の分野は、福祉、保健、教育、文化、スポーツ、国際交流、環境保護、地域活動等の生活全般と、実に多岐に渡るものに及んでいます。しかも、それらの活動の多くは、地域に密着し、地域の発展に多大な貢献をもたらすとともに、個人の生きがいや自己実現に大きな役割を果たしています。

現在、市内において、市が把握している非営利の市民活動団体としては、子ども会育成連絡協議会、文化協会、体育協会、婦人会などの社会教育関係団体（８団体、加盟１０７団体）をはじめ、市社会福祉協議会の市ボランティアセンター登録のボランティア団体（１８団体）や、市立公民館を利用する市民活動団体・趣味のサークル・グループ（１４８団体）、スポーツリーダー会などがあります。また、福祉、医療、国際交流などの分野でのＮＰＯ法人（６団体）があり、総数で、２８０団体があります。しかし、これらの団体以外にも非営利の市民活動団体があり、市内外で地域的、広域的な活動が行われていると思われますが、十分には把握できていないのが現状です。

２．ボランティア活動の現状について

大阪狭山市社会福祉協議会に、大阪狭山市ボランティアセンターが設置され、福祉分野のボランティア活動を支援しています。また、市では、福祉分野以外のボランティア活動に関し、個人、サークル、団体のボランティア登録制度を設け、各分野におけるボランティア関連情報の収集・提供や相談・斡旋を行っています。また、教育委員会では「学校園支援人材バンク制度」をはじめ、「街のすぐれもの」という特技登録制度を設け、ボランティア活動を推進しています。

それでは、個別的に活動状況を見ることにします。

（１）大阪狭山市ボランティアセンターの活動状況について

① ボランティアセンターの運営について

大阪狭山市社会福祉協議会の内部組織として、大阪狭山市ボランティアセンターが設置されています。このセンターは、市民のボランティア活動に関する理解や関心を深め、組織的なボランティア活動の育成・支援などの基盤整備を図ることを目的に、昭和５２年４月に設置されました。また、同時にセンターの適正かつ効率的な運営を図るため、ボランティアセンター運営委員会が設けられています。

現在、ボランティアセンターでは、市社協の担当職員２名がコーデイネーターの役割を担い、ボランティアに関する情報提供・相談・派遣依頼などの需給調整にあたっています。開設時間は月曜日から金曜日までの週５日で午前９時から午後５時までです。

② 登録ボランティア団体等について

平成１３年５月現在でボランティアセンターに登録しているボランティア団体は、１９団体（３１６人）で、内訳は福祉系が１６団体、社会教育系が１団体、文化系が２団体です。他に個人登録が５４人あります。この他、市社協では小地域ネットワーク活動に参加している地域ボランティアが４６０人（Ｈ１３．７月末現在）います。

また、ボランティアセンターの登録団体で構成される大阪狭山市ボランティアグループ連絡会があり、現在１１グループが参画しています。その活動は、ボランティア活動の円滑な推進のために、グループ相互の連絡・調整を図り、社会福祉の向上に務めることを目的とし、ボランティアセンターの運営に大きな役割を担っています。

③ 相談等の件数について

ボランティアセンターでの相談、情報提供、派遣依頼などの件数は下記の状況です。

○相談受付内容別件数（平成１２年度）

内容／相談先	件数	個人	ＶＧ	団体・その他
活動希望	２０	１９	１	
情報提供	１１２	２９	１９	６４
会場・機材の貸し出し	５		５	
派遣依頼	４９	３		４６
合　　計	１８６	５１	２５	１１０

○派遣依頼内容別件数（平成１２年度）

依頼内容／依頼先	社協	行政	学校	施設	団体	関係機関	個人	合計
イベント・行事協力	４	２		１４	１	１		２２
一時保育（子守り）		２			４		２	８
外出介助					１			１
車いす・アイマスク体験			２			３		５
点訳・朗読・手話通訳		２			６			８
その他（Ｖ講師等）			３			１	１	５
合　　計	４	６	５	１４	１２	５	３	４９

④ ボランティア団体に対する助成制度について

市社協では、ボランティア活動の振興と啓発、育成、支援を目的として、ボランティアセンターの登録団体に、次の助成金を交付しています。

ボランティアグループ助成金は、グループ登録会員数に対し、一人当たり１,０００円をを交付しています。また、ボランティア活動助成金は、ボランティアグループ連絡会に所属するグループに対し、活動内容に応じて、助成するものです。ボランティア活動助成金は、ボランティアセンターから依頼された活動に対し、市外の活動の場合は交通費の実費（上限は５,０００円）を助成するものです。次に、ボランティア保険掛金助成金は、登録会員が市社協の費用負担（１人につき５００円）でボランティア保険に加入するものです。

⑤ 活動場所の提供について

ボランティアグループがミーテイングなどに自由に使える場所として、大阪狭山市社会福祉協議会に隣接している市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センターさつき荘の小会議室と録音室があります。多人数の場合は、さつき荘の会議室や隣接の市立老人福祉センターさやま荘、市立公民館の会議室を使用することになります。

⑥ ボランティア養成・啓発について

ボランティアセンターでは、１３年度においては、ボランティアの育成を図るため、ボランティア入門講座（３回予定)、手話ボランティア養成講座（入門・初級・中級の各コース全１０回予定）や朗読ボランティア養成講座（全７回予定)、市内の小中学生を対象としたボランティアサマースクールの開講を予定しています。また、ボランティアの育成・啓発、情報提供、連携強化などを目的として、ボランティア情報誌（おおさかさやまボランティアだより）を年３回発行しています。

（２）登録制度におけるボランティア活動の状況について

市では、個人、サークル、団体のボランティア登録制度を設け、各分野におけるボランティア関連情報の収集・提供や相談・斡旋を行っています。また、教育委員会では「学校園支援人材バンク制度」をはじめ、「街のすぐれもの」という特技登録制度を設け、ボランティア活動を推進しています。

① 市での活動状況について（市民ボランティア登録制度）

市ではボランティアに関する総合窓口を人権広報課に設置しています。平成９年度より「市民ボランティア登録制度」を設け、原則的に、福祉分野以外の保健、教育、文化、スポーツ、国際交流、環境保護、地域活動などのボランティア活動を希望する個人や団体の登録とともに、ボランティアの受入を希望する団体等の登録を受け付けています。また、これらの登録情報やボランティア関連情報を提供するとともに、相談・斡旋を行っています。市とボランティアセンターでは、各分野において、ボランティアが希望に沿った活動できるよう、密接な連携、情報提供・交換を行っています。

現在、ボランティア活動を希望する１４人が個人登録されていますが、これ以外の登録がないのが現状です。希望する活動分野は下記のとおりです。

レクリエーション・在宅福祉サービス等５人、都市開発事業アドバイザー１人、
乾燥設備作業・塗装・大工・農業の手伝い１人、国際交流等１人、団体等のイベント１人、レポーター３人、樹木・花・草花等の植樹指導等１人、その他１人

② 市立公民館での活動状況について（街のすぐれもの制度）

市立公民館では、平成８年度より「街のすぐれもの制度」という特技登録制度を設けています。現在９５人が登録されています。この制度は、市民がその多彩な特技を活かし、市立公民館の「街のすぐれもの大学」の講座で講師を務めたり、各地区の自治会や老人会、子ども会などの市民団体が企画・実施する地域学習講座に出張し、講師を務めるものです。「街のすぐれもの大学」の講座では、特技登録者や受講生が自らスタッフとなり、受講したい講座を企画、運営を行っており、平成１２年度においては、６講座が実施されています。また、地域学習講座は、平成１２年度において 37 講座が実施されています。

③ 学校園での活動状況について（学校園支援人材バンク制度）

市教育委員会では、平成９年度より「学校園支援人材バンク制度」を設けています。この制度は、地域住民や外国人の積極的な学校教育への参加により、開かれた学校園づくりの推進を目指すものです。現在１５６人（内外国人３０人）が登録さています。

平成１２年度においては、ゲストテイーチャーとして活動された人の延べ人数は、幼稚園２１８人（内外国人２人）、小学校２９３人（内外国人５２人）、中学校１４１人（内外国人２８人）です。

１２年度における主な活動内容は、
幼稚園では、絵本の読み聞かせ、キッズテニス、トランポリン、人形劇、陶芸教室、英語の芝居、竹とんぼ、国際交流などです。
小学校では、手話、車イス体験、戦争体験の聞き取り、国際交流、インド・オーストラリアについてなどです。
中学校では、琴・三味線・尺八の指導、さんしんの作成と演奏、書道、エンジンの仕組み、中国とアジアの文化、韓国料理、日本舞踊などです。

３．市における市民公益活動団体への支援状況について

市では、市民公益活動を活性化するための育成・支援策として、第１章２の（２）に記載したボランティア登録制度をはじめ、ボランティア養成などの各種講座の実施、講座受講生によるグループ結成に向けた支援、市立公民館使用料の無料、第１章４に記載している市との協働事業として、市とボランティア団体との共催事業の実施、ＮＰＯ法人への事業委託などの育成・支援策を講じています。

また、市社会福祉協議会におけるボランティア養成に関する講座の実施・ボランティア団体への助成などに伴う財源として、その全額を市社会福祉協議会へ補助金を交付してい

ます。
　現在、福祉系以外で、市が直接行っている市民活動団体への助成は、社会教育関係団体への助成、文化振興事業を行う市民組織（実行委員会）への助成、地区長会への助成などであり、福祉系のボランティアセンター登録団体以外の地域社会系・環境系・国際交流系などの多岐にわたるボランティア団体、ＮＰＯについての市の助成制度はありません。

４．市と市民公益活動団体との協働状況について

　市では、市民とのパートナーシップによるまちづくり推進のために、市民組織による実行委員会、ボランティアグループ・団体、ＮＰＯとの協働事業に取り組み、１２年度では、主なもので４１事業を実施しています。教育・文化・スポーツ系では１９事業、社会福祉系では３事業、保健医療系では２事業、地域社会系では、７事業、環境保全・国際交流などその他では１０事業となっています。内容は次のとおりです。

１．熟年いきいき事業のための事前調査

委託先：ＮＡＬＣ大阪狭山
内　容：高齢者の生きがいと健康づくり推進に向けて市民とともに実施する「熟年いきいき事業」のための事前調査。

２．熟年いきいき事業

実　施：大阪狭山市・熟年いきいき事業実行委員会
構　成：老人クラブ連合会・西男会・ＮＡＬＣ大阪狭山・市民
内　容：高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、市内の施設などでの事業を展開し参加を促すことにより、社会的孤立感の解消及び自立生活の助長を図る。

３．みんなでつくる福祉夢まつり

主　催：みんなでつくる福祉夢まつり実行委員会
後　援：市・社会福祉協議会
内　容：障害のある人、ない人がみんな同じステージで、ともに手をとりあい、喜びを分かち合えるまちづくりを推進する。９月実施

４．赤ちゃん保育（保健センター内）

実　施：エイフボランタリーネットワーク大阪狭山支部
内　容：保健センターの離乳食講習会（参加者１０～１５人）において、赤ちゃん保育を実施。月１回実施

５．夏場親子料理教室（保健センター内）

実　施：大阪狭山市ヘルスメイト（食生活改善推進協議会）
内　容：夏場において親と子の料理教室を実施。保健センターが場所を提供。

６．フラワースポットづくり事業

実　施：ひまわりの会他１６団体

内　容：公共施設（道路・公園・自治会館・駅前等）のフラワースポットで花づくり（植え付け・散水・除草等の管理、周辺清掃）を実施。通年。

７．公園美化清掃

実　施：老人会・自治会等１４団体

内　容：定期的に公園の清掃を実施。通年。

８．街のすぐれもの大学　―専門科コース・芸術科コース―

主　催：市立公民館・市民企画委員会

協　力：市民・市民グループ

内　容：市立公民館と市民企画委員会が企画。まちのすぐれものに登録された市民・市民グループを講師に迎え、特技や情報を伝え合ったり、仲間づくりを図る。通年事業。全２１回実施。

９．初心者パソコン講座

主　催：市立公民館

協　力：コマンドＡ、熟年クラブ

内　容：パソコンに触れる機会と仲間づくりの場を提供。通年事業。全２８回実施。

10．初心者陶芸体験講座

主　催：市立公民館

協　力：公民館陶芸クラブ

内　容：陶芸に親しむ機会と仲間づくりの場を提供。全６回実施。

11．男女共生セミナー　―人生の午後をしなやかに生きる―

主　催：市立公民館

協　力：グループあかね

内　容：４０～６０歳代を対象に人生の午後をしなやかに生きる方法を考える。全７回実施

12．家庭教育学級　―子どもと私、共に生きる！―

主　催：市立公民館

協　力：ＣＡＰプロジェクト大阪狭山

内　容：子どもの評価母親となっている現代子育て事情。子どもと母親がともに犠牲にならず生き生きと生きていくためにどうすればいいか考える。全５回実施。

13. 男の自立セミナー ―男の楽しい手作りキッチン―

主　催：市立公民館
協　力：グルメンズ、むつみ会・まわり寿司
内　容：高齢者の一人暮らしや夫婦だけの生活が多くなっている。成人病予防のためにも男も食事のバランスを考え料理をすべし。全８回実施。

14. 公民館まつり

主　催：公民館まつり実行委員会
後　援：市立公民館。毎年５月実施。

15. 地域学習講座

実　施：市立公民館
内　容：自治会・老人会・婦人会・ボランティア団体などが主催する生涯学習講座事業に対し、市立公民館が講師謝礼の経費を負担することにより支援。通年事業。

16. 図書館おはなし会

共　催：市立図書館・さやまおはなしの会・ふきのとう
内　容：子どもたちに読書へのきっかけと良い読書習慣を培うために、ストーリーテリング・読み聞かせ（絵本）・紙芝居を行う。通年事業。毎週火・木・日曜日実施。

17. 子育てフォーラム ―地域で育つこどもたち―

主　催：市教育委員会・中学校区地域協議会
参加者：ＰＴＡ、青少年指導員、こども会、民生児童委員、自治会、保護司、子育てサークル、学校関係者など。
内　容：パネルディスカッションをつうじ、地域での子育てについての展望を探る。
２月１７日実施。

18. 市民テニス教室

主　催：テニス連盟
内　容：テニス連盟が主催する市民を対象とした生涯スポーツ事業に対し、教育委員会が場所を提供。全８回実施。

19. キッズテニス教室

主　催：テニス連盟
内　容：テニス連盟が主催する、こどもを対象とした生涯スポーツ事業に対し、教育委員会が場所を提供。全３回実施。

20. ソフトテニス教室

主　催：ソフトテニス連盟

内　容：ソフトテニス連盟が主催する市民を対象とした生涯スポーツ事業に対し、教育委員会が場所を提供。全３回実施。

21. バドミントン教室

主　催：バドミントン連盟

内　容：バドミントン連盟が主催する市民を対象とした生涯スポーツ事業に対し、教育委員会が場所を提供。全５回実施。

22. トランポリン教室

主　催：トランポリン協会

内　容：トランポリン協会が主催する市民を対象とした生涯スポーツ事業に対し、教育委員会が場所を提供。数回実施。

23. 幼稚園サッカースクール

主　催：大阪狭山ＦＣ

内　容：大阪狭山ＦＣが主催する幼稚園児を対象とした生涯スポーツ事業に対し、教育委員会が場所を提供。毎週火曜日実施（長期休業中を除く）。

24. 夢空間Ｓ・Ｆさやま

主　催：夢空間Ｓ・Ｆさやま実行委員会

後　援：大阪狭山市・大阪狭山市教育委員会

内　容：市民のスポーツに対する関心を高め、健康・体力づくりの啓発と地域スポーツの活性化を図るとともに、市民総参加による楽しいイベントづくりを目的とする。１０月実施。

25. 大阪狭山市民文化祭

主　催：大阪狭山市市民文化祭実行委員会

後　援：大阪狭山市・大阪狭山市教育委員会

協　力：各市民団体

内　容：市民手づくりの文化祭を通じ、人々のふれあいと豊かな文化を育む大阪狭山市を目指すことを目的とする。１１月実施。

26. 市民ギャラリー

共　催：大阪狭山市・市民ギャラリー推進委員会

主　管：各団体

内　容：市民が日頃作成している絵画等の作品をジャンルごとに展示し、市民文化の振興に寄与する。年６回実施。

27. 国際理解公開講座

主　催：帝塚山学院大学国際理解研究所・大阪狭山市
後　援：南海電気鉄道（株）
内　容：外国の文化・習慣・生活様式等について学び、日本の文化を再認識するため、帝塚山学院大学と連携して、国際理解公開講座を開催。年１０回実施。

28. 姉妹都市交流学生派遣事業

共　催：大阪狭山市・大阪狭山市姉妹都市協会
内　容：市民手づくりの文化祭を通じ、人々のふれあいと豊かな文化を育む大阪狭山市を目指すことを目的とする。年１回４人派遣。

29. のっと・おんりーの発行

発　行：大阪狭山市
企　画：のっと・おんりー企画編集委員会
内　容：女性問題に対する市民の理解促進と男女平等社会実現のため、市民による企画・編集で女性問題情報誌のっと・おんりーを発行。年１回発行。

30. 南河内女性問題研究講座

主　催：南河内女性問題研究会
共　催：大阪狭山市・富田林市・美原町
内　容：南河内地域における大阪狭山市・富田林市・美原町が共同しながら地域において、男女がともに尊重しあい、助け合う新たなパートナーシップを創る学習を通して、男女共同参画社会の実現をめざすことを目的とする。１１回実施。

31. 人権を考える市民の集い

主　催：大阪狭山市人権啓発推進協議会
内　容：市民に「生きる力、いのち、人権」の大切さを考えてもらうための機会を提供する。年１回実施。

32. フェスタにんげんばんざい

主　催：大阪狭山市人権啓発推進協議会
共　催：大阪狭山市平和事業推進協議会他
内　容：人権週間（１２／４～１２／１０）事業として、お互いの人権を尊重し、一人ひとりが豊かにつながりあうために実施。年１回（２日間）実施。

33. 平和展

主　催：大阪狭山市平和事業推進協議会
共　催：大阪狭山市人権啓発推進協議会他
内　容：世界の恒久平和を願って、市民に核兵器の脅威や戦争の悲惨さ、そして平和の大切さを考えてもらうための機会を提供する。年１回（２日間）実施。

34. ヒューマンライツアクト　― 人権学習講座 ―

主　催：大阪狭山市人権啓発推進協議会
内　容：「人権」の大切さについて気づいてもらうために市民を対象に連続講座を実施。

35. 街頭啓発事業

主　催：大阪狭山市人権啓発推進協議会、人権擁護委員、企業内同和問題研修推進員
内　容：憲法週間、就職差別撤廃月間、人権週間における街頭啓発を実施。

36. 農業祭

主　催：大阪狭山市農業祭実行委員会
構　成：農業委員会・農協・農業関係団体・市
内　容：市内農業生産物の展示と即売会、農事相談を実施することにより、消費者とのコミュニケーションの場をつくり、相互交流を推進することにより地場産品の販売促進を図る。隔年実施。

37. 市民バザールと青果物消費者感謝デー

主　催：大阪狭山市商工会（商工会青年部・同ＯＢが中心）
協　賛：市・大阪狭山商業連合会
協　力：各市民団体
内　容：生活必需品である野菜・果物類等を市価の３～４割引で廉価販売し、市民の消費に対する意識の高揚、消費生活の安定と向上を図る。ＳＦさやま実施日の前日開催。

38. 大阪狭山市消費生活モニター

委　嘱：大阪狭山市消費者問題連絡会のメンバーが中心
内　容：市の消費行政に関する施策のほか、消費生活の実態に即し、モニターの意見を聴取し、行政に反映させるとともに、消費生活向上の施策に対する協力を求め、消費行政の充実を図る。月１回モニター調査を実施。

39. 牛乳パックリサイクル

実　施：牛乳パック回収会（環境を守る会及び市消費者問題連絡会）
内　容：回収された牛乳パックのゴミ、異物等の除去及び整理作業を行う。月２回実施。

40. 市内一斉美化清掃

実　施：市・大阪狭山市地区長会・市民
内　容：市内全域において、市民参加のボランティア活動による清掃を行い、美しいまちづくりの推進を図る。年２回実施。

41. リサイクルフェア

主　催：大阪狭山市

協　力：各市民団体

内　容：地球環境を守るため、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指し、ゴミの減量化・資源のリサイクルの推進などについて、市民の環境意識の高揚を図ることを目的とする。年１回実施。

５．アンケート調査に見る市民活動の現状と課題について

市民のボランティア活動やＮＰＯ活動の状況を把握するために、本懇話会と市との共催により、市民フオーラムの開催及びボランティアグループ・団体、ＮＰＯなど２０３団体を対象に団体アンケート調査（平成１３年２月実施）を行い、また、市では、市民意識調査として１,０００人を対象にボランティア状況調査（平成１３年３月実施）を行いました。それでは、２つの調査の結果を見ることにします。

（１） 市民活動団体の現状と課題

― **市民活動団体抽出アンケート調査から** ―

「市民活動団体抽出アンケート調査」の実施概要

目　　的	自主的な市民公益活動を行う団体の実態と課題やニーズを把握し、懇話会において活動支援方策などを検討するため。
対　　象	大阪狭山市で活動している団体を抽出し２０３団体を対象とした。
調査時期	平成１３年２月
回収方法	郵送方式
回 収 率	６２．６％（回収：１２７団体　発送：２０３団体）
実施主体	大阪狭山市総務部人権広報課

設問１については、団体の構成内容などについて質問しました。

◎法人格　　１２７団体中、約９５％である１２０団体が任意団体で法人格がなく、ＮＰＯ法人が５団体、社会福祉法人が２団体でした。

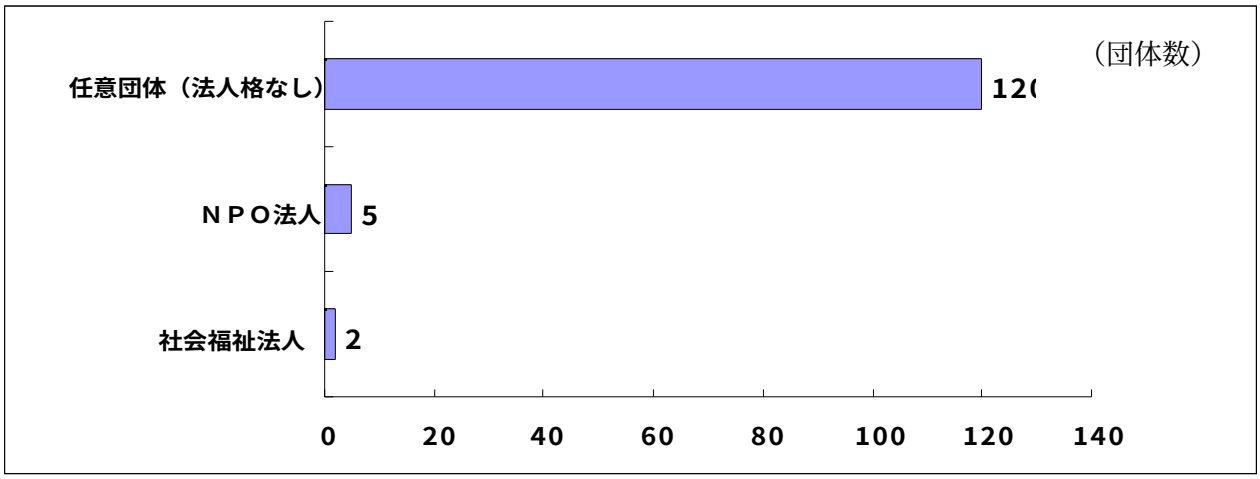

◎特に取り組んでいる活動分野　　教育･文化･スポーツ系の活動をしている団体が４６％社会福祉系の活動をしている団体が２１％で、保健医療系の活動をしている団体は１９％あり、地域社会系は６％、そのほか環境保全や国際交流、子どもに関する情報交換などの活動が行われています。

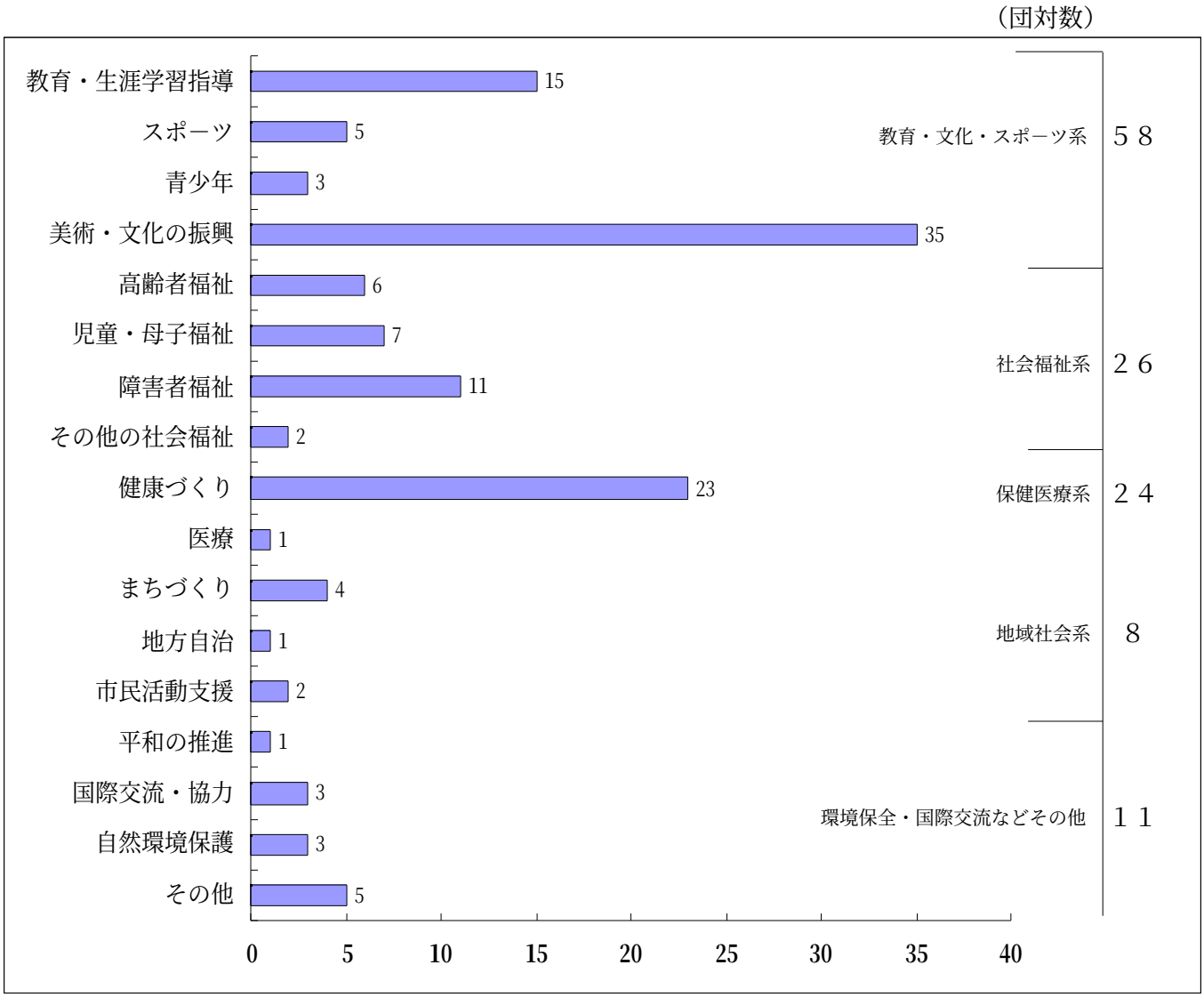

◎主に活動している場所　　市立公民館、コミュニティセンター、ＳＡＹＡＫＡホール、学校を活動の場所としている団体が約６４％あり、教育・文化・スポーツなどの活動を行っている団体などが主に活動の場所としています。特に市立公民館では、多様な講座が開かれており、その講座を通じたサークルなどが活発に活動を行っていることが伺えます。

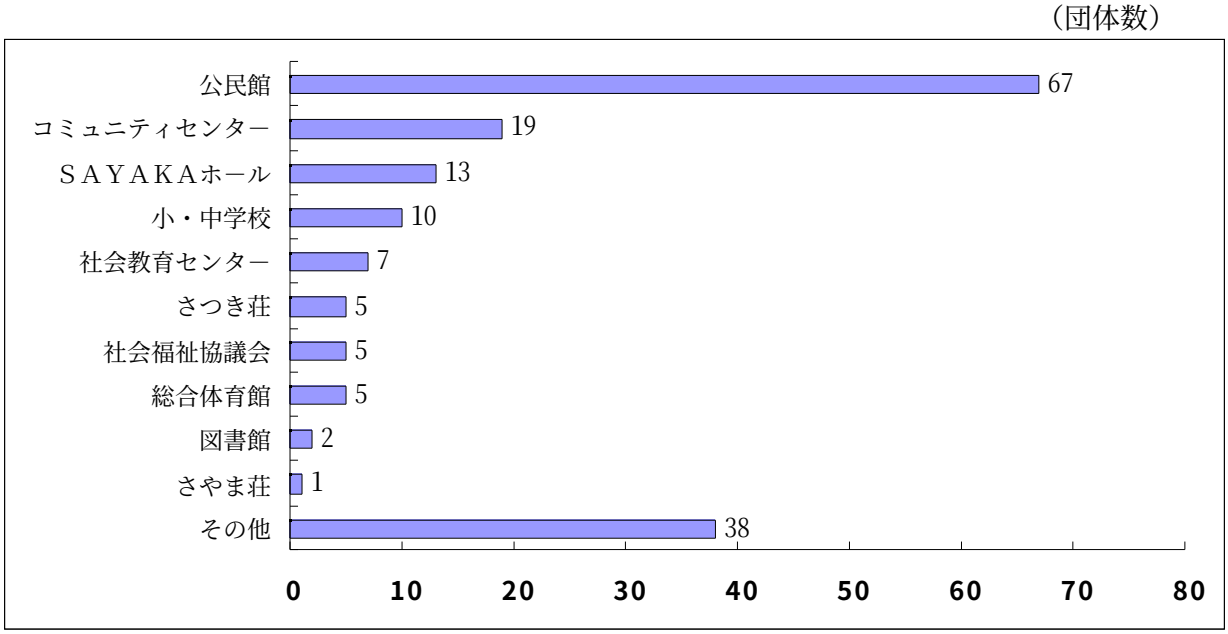

◎団体・グループの事務局及び財源　　事務局及び連絡先については、ほとんどの団体・グループが会員の自宅を事務所としており、会員の会費などの自主財源により活動している。

事務局などの場所

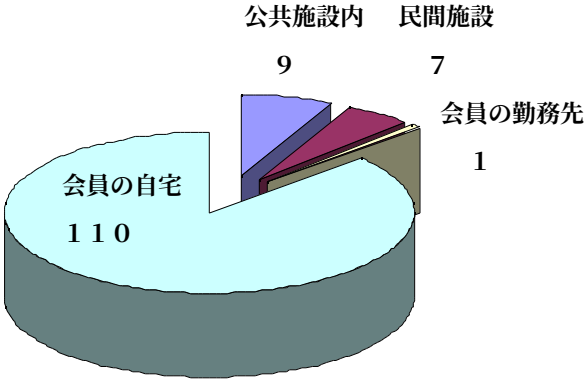

（団体数）

団体の主な財源

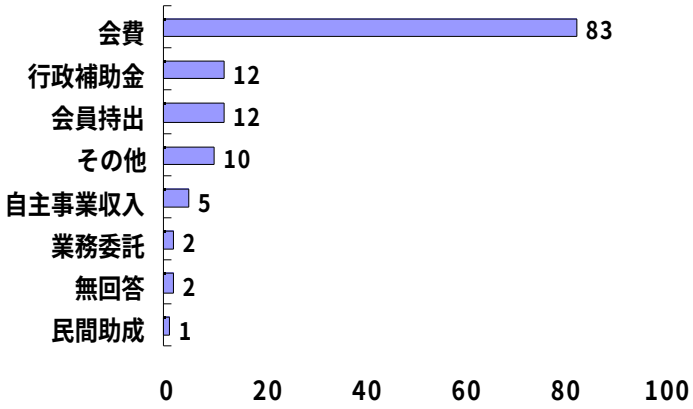

設問２については、団体・グループの活動は、「社会一般の利益を目的としている」か、「会員相互の利益を目的としている」の活動なのかを質問しました。その結果、「社会一般の利益を目的としている」と答えた団体は２９団体、「会員相互の利益を目的としている」と答えたのは６８団体、「どちらとも言えない」または「無回答」の団体が３０団体ありました。

１．大部分、社会一般の利益を目的としている。	１８団体
２．どちらかといえば、社会一般の利益を目的としている。	１１団体
３．どちらかといえば、会員相互の利益を目的としている。	２９団体
４．大部分、会員相互の利益を目的としている。	３９団体
５．どちらともいえない。	２２団体
６．無回答	８団体

設問３については、活動を進める上での問題点などを質問しました。その回答を「社会一般の利益を目的としている」団体と「会員相互の利益を目的としている」団体とに別けて目的別の意識の違いを見てみる事にしました。

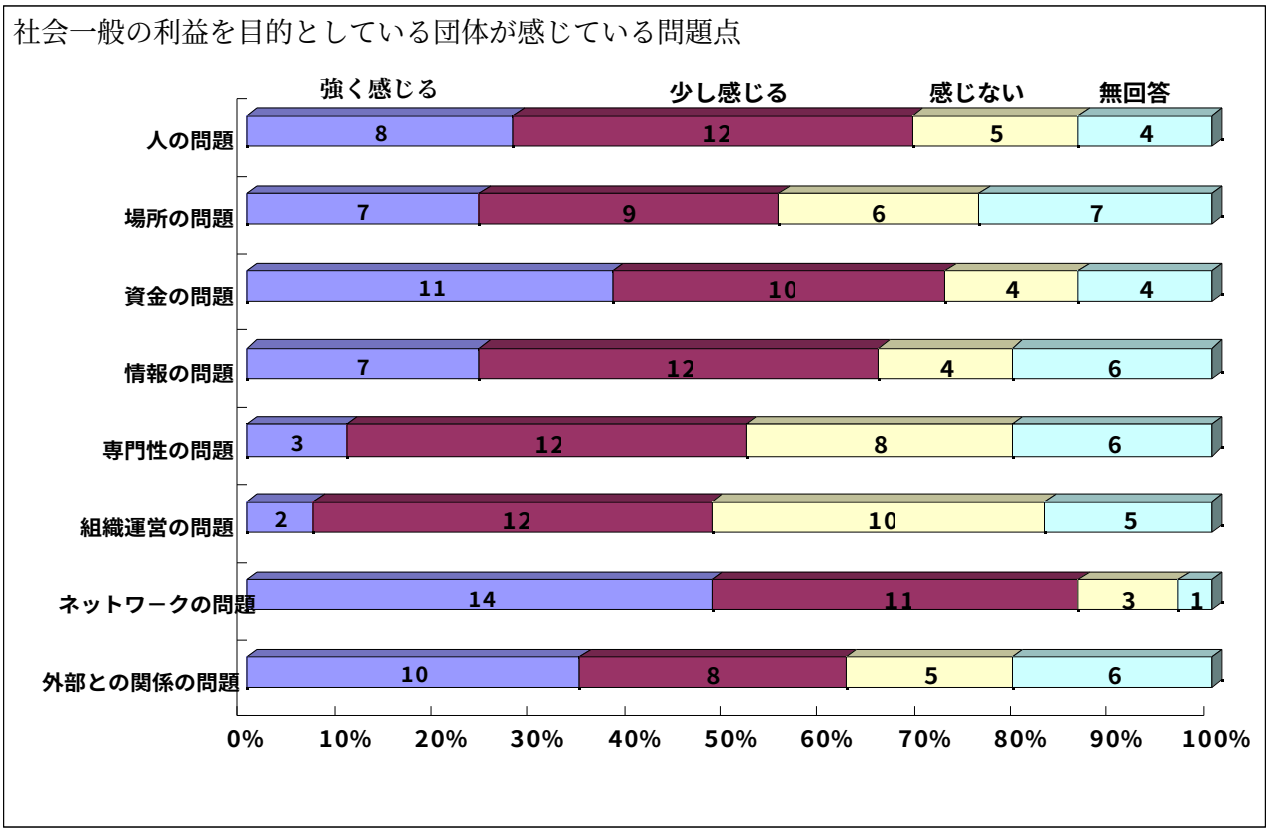

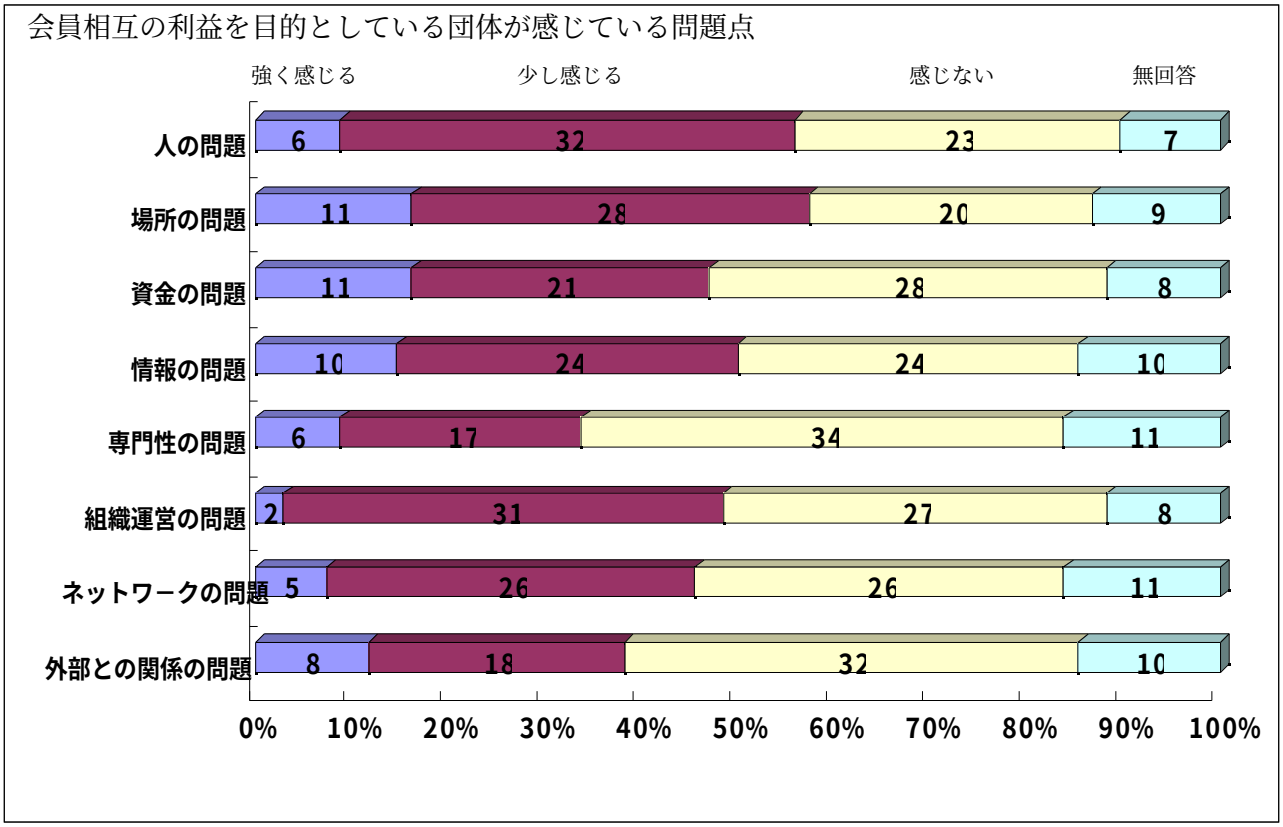

上の２つのグラフを見ると、社会一般の利益を目的としている団体は、ネットワークや資金、情報などに問題を感じている団体が６５％を越えており、全体に多くの項目でも問題と感じている団体が多いようです。

また、会員相互の利益を目的としている団体についても、それぞれの項目について約半数の団体が、場所、人、情報などが問題であると感じています。

設問４では、活動の基盤強化と発展に結びつく方策などについて質問しました。

（複数回答）

「社会一般の利益を目的としている団体・グループ」と「会員相互の利益を目的としている団体・グループ」についてそれぞれの団体が考えている割合を表で表わしました。

活動の目的によって団体が考えている、基盤強化と発展に結びつく方策などが現れています。

社会一般の利益を目的としている団体の多くは、活動の促進や理解を求めるための講演会やセミナーの開催や、団体間の交流や情報収集の場を確保するとともに、活動資金の助成が必要だと考えています。また、行政に対して、活動促進条例などの制定を求めていることがわかります。

会員相互の利益を目的としている団体においても、講演会やセミナーの開催、発表する場の確保や、資金の助成とともに活動施設の整備が必要であると考えられています。

項　　目	社会一般の利益を目的	会員相互の利益を目的
ボランティア意識の高揚や、活動を理解するための講演会・セミナーの開催	７９％	４９％
学校教育におけるボランティア教育の推進	３４％	１５％
団体運営等に関わる研修の開催	１４％	２２％
事務局スペースの確保など、活動拠点の整備	２４％	４１％
活動に関わる情報の収集や発信の強化	４１％	４１％
活動団体間の連携や交流の場の設定	４５％	４７％
個人や企業からの寄付金や物品器具などの寄付行為の促進	３％	７％
行政の補助金による支援	４１％	４６％
民間の助成財団などによる助成金の充実	１０％	６％
行政からの活動団体への業務委託の推進	２１％	９％
活動に対する行政担当窓口の設置	１７％	１８％
企業などにおけるボランティア休暇制度の整備	３％	１％
活動の理解と促進を目的とした活動推進条例などの制定	４１％	３％
ボランティア相談、コーディネーターの設置	１０％	１０％

設問５では、団体・グループと行政との関係について、目的別の割合で表わしました。

項　　目	社会一般の利益を目的	会員相互の利益を目的
行政から補助金を受けている	４５％	２８％
行政から業務委託を受けている	２４％	１％
行政が主催する審議会、委員会、研究会に委員を出している	１４％	１６％
行政の関係部署と日常的に情報交換などの話し合いを行っている	２１％	１３％
行政に対して要望や陳情を行っている	２１％	１８％
行政に対して具体的な施策提案をしている	７％	４％
事務局が行政の関係部署、関係施設内にある	０％	９％
公共施設を利用して活動を行っている	７２％	８１％
行政とは特に関係を持っていない	２４％	４４％

設問６では、団体・グループと行政の施策や活動との関係について、目的別の割合で表わしました。

項　　目	社会一般の利益を目的	会員相互の利益を目的
行政の代行業務が中心である	３％	０％
本来的に行政がやるべきことと思われる活動を行っている	７％	１％
行政のサービスや活動を量的、質的に補完している	１０％	４％
行政では対応できない活動を行っている	３４％	１０％
行政施策のチェック機能を果たしている	３％	０％
政策への提言などを行い、政策立案に関与している	０％	０％
必要に応じて行政と連携している	１７％	２６％
行政と全く関係はない	１０％	５１％

設問７では、団体・グループは、行政に対してどのような意識を持っているのか、目的別の割合で表わしました。

項　　目	社会一般の利益を目的	会員相互の利益を目的
行政は指導的な立場にある	１０％	４％
行政とはお互いに対等な関係にある	７％	６％
行政とはお互いに補完・協力の関係にある	５９％	３７％
行政は協議の相手である	１０％	３％
行政とは対立関係にある	０％	１％
現在は行政とは関係ないが、今後は関わりを持ちたい	７％	１５％
行政とは関わりを持ちたくない	０％	４％
行政との関係には無関心である	３％	２２％

設問８では、「今後、行政と連携してどのようなことをしたいのか。」を自由に記入していただきましたので、主な内容についてまとめてみました。

１．活動をしようとする場所を提供してほしい。
２．他の団体やグループの活動状況についての、情報を発信する場や、情報を得る場を常設し、ネットワークづくりをしたい。
３．ボランティアや市民活動を指導する人を育成する講座やセミナーを開催してほしい。
４．活動費のほとんどを会員の会費で賄っているので、資金面での助成をしてほしい。
５．行政が実施しているイベントや行事にできるだけ参加して活動を盛り上げていきたい。
６．行政内部のネットワークに参画し、市民の側から見たまちづくりを提案したい。
７．団体やサークル活動のＰＲや会員の募集を、広報紙や行政の情報誌で掲載してほしい。
８．公共施設を利用して活動しているので、利用しやすいように施設の整備や管理をお願いしたい。
９．趣味の会でのサークルなので、行政とは関係なく自分たちで活動を行っていく。

このほかに、多数の意見や希望がありましたが、主には情報・資金・研修・交流・ボランティア教育・活動拠点などに関する支援を強く求められています。
今後行政としても、このような多くの団体・サークルが求めている行政支援を行っていく必要があると思われます。

（2） ボランティア活動についての市民意識

―― 市民意識調査から ――

「市民意識調査」の実施概要

目　　的	ボランティア活動について持っている市民意識を把握し、市行政としての取り組みや支援方策などの検討資料とするため
対　　象	２０歳から６９歳までの市民で１０００人を無作為抽出した
調査時期	平成１３年３月
回収方法	郵送方式
回 収 率	４３．７％（回収：４３７人　発送：１０００人）
実施主体	大阪狭山市総務部人権広報課

問１～問２　アンケートにご協力いただいた方の性別及び年齢

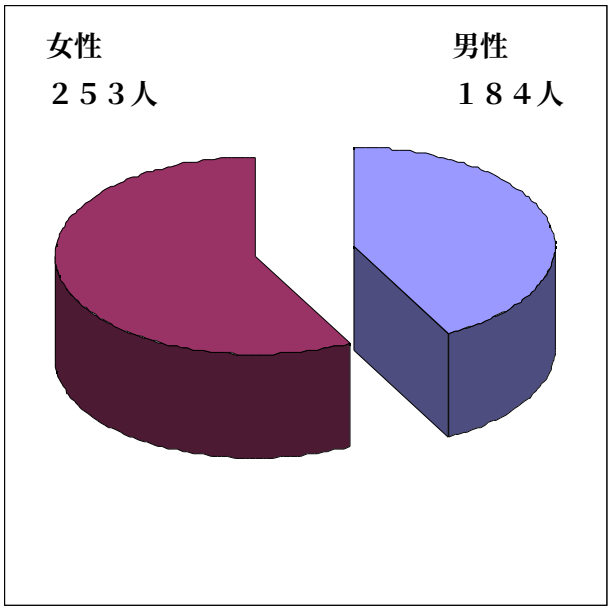

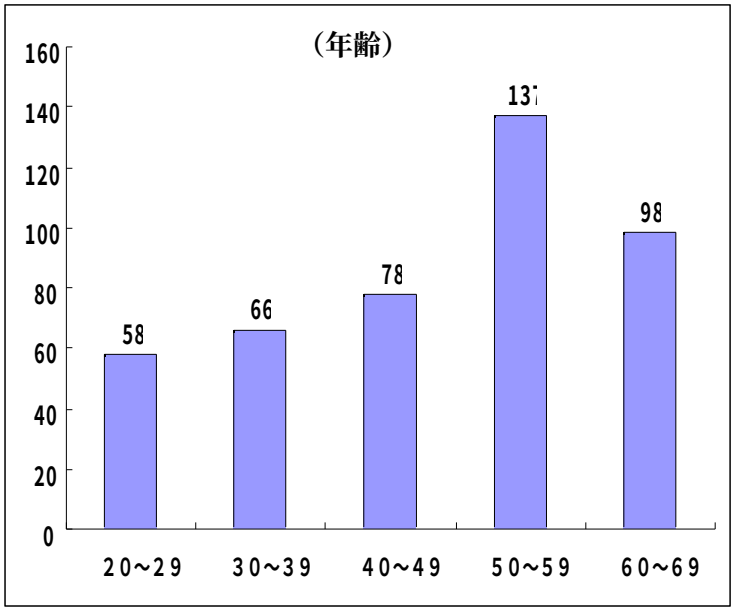

性別及び年代別でみるボランティア活動に対する関心度

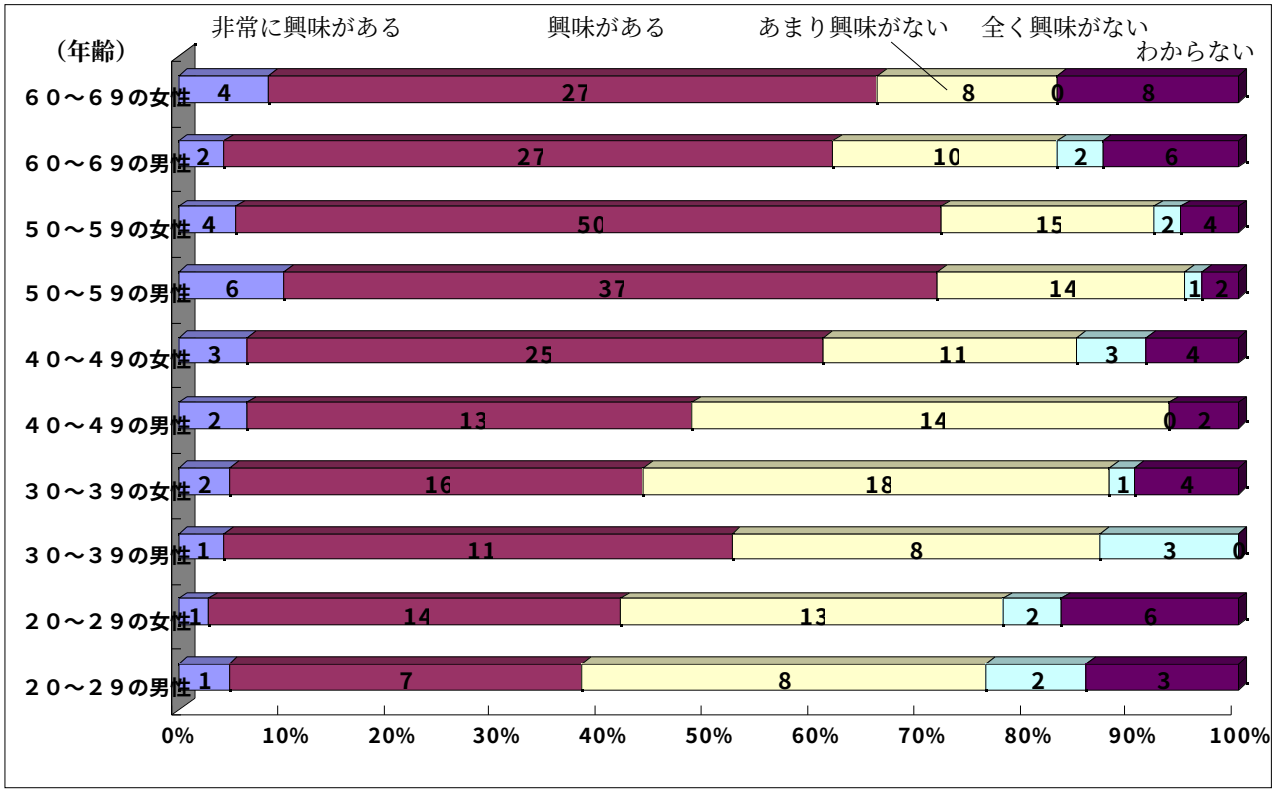

性別及び年代別でみるボランティア活動経験の有無

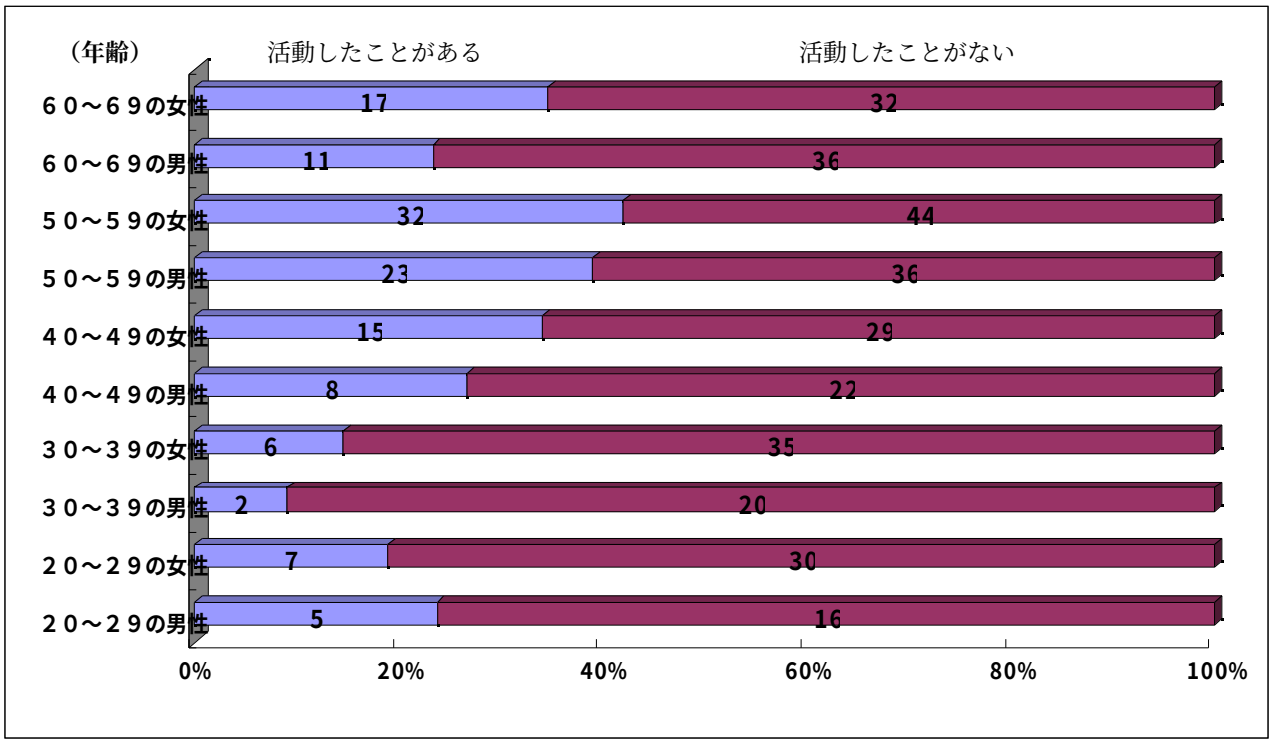

性別及び年代別でみるボランティア活動をしない理由　　（人）

	20～29才		30～39才		40～49才		50～59才		60～69才	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
時間がない	１０	２５	１５	３２	２１	２０	３１	３５	２３	１７
情報がない	９	１１	９	１５	１０	１８	１７	１５	１８	１０
自信がない	２	７	３	１２	２	５	３	１４	７	１２
健康上の理由	０	２	１	２	１	３	４	７	７	１４
仲間がいない	３	４	５	４	３５	７	１０	１０	９	７
機会がない	３	１	０	６	２	４	５	５	１０	６
興味がない	４	６	５	８	０	１	７	３	５	１
金銭面の問題	２	５	１	３	２	５	４	２	６	０
理解が得られない	０	０	０	３	２	１	１	１	２	３
特にない	１	８	３	１０	４	８	１４	１０	９	４

上記の表やグラフは、市民意識調査においてご協力いただきました内容を抽出して、ボランティア活動に対しての関心度を表してみました。

ボランティア活動に対する市民の意識については、性別を問わず５０歳代の人の興味が高く、活動経験のある人が多いようです。

また、約６０％の市民が関心を持っており、ボランティア意識の高さが伺え、約３０％の人がボランティア活動の経験があり、社会福祉や地域コミュニティなどに関する活動を行い、その活動をとおして、人との交流が得られた、充実感や自己を高められた、活動の大変さや重要性が認識できたという人が多いようです。

また、ボランティア活動を続けたい、してみたいという人が約７０％あり、人との交流を求めたり、社会貢献によって自己の成長を促そうと考えている人が多いようです。

さらに、９０％を超える人が、ボランティア活動の発展には、行政の支援が必要であると考えており、情報の提供、財政支援、施設整備、ボランティア教育の推進、相談窓口の設置などが必要であると考えています。

このため、市民活動団体に実施したアンケート調査結果でも求められていたように、行政と市民の役割を整理し、支援していく必要があると思われます。

第２章　地域組織の現状について

ボランティア活動など市民活動の受け皿となる地域組織の状況について見ることにします。

（１）地区福祉委員会について

地区福祉委員会は、『美しく豊かで、住み良い福祉のまちづくり』を進めることを目的として、大阪狭山市社会福祉協議会が、各小学校区単位を基本として組織しているものです。地区福祉委員会は、地域社会に住む全ての住民が安心して暮らしやすいまちづくりを、地域住民が主体となって、自ら知恵と力を出し合って、地域総ぐるみで推進するための中核となる実践組織であり、地域の福祉課題の解決に取り組んでいます。

現在、市内には、９つの地区福祉委員会があり、具体的な活動としては、お年寄りや障害者を対象した会食懇談会、配食サービス、地域住民を対象とした世代間ふれあいなど、各地区の実情に即した多様な地域福祉活動を展開するとともに、ボランティアの発掘と育成、組織化、需給調整を行っています。

地区福祉委員会の組織は、地区長、民生委員、各地区長から推薦された福祉委員から構成され、その活動は、大阪府補助金、市社協補助金及びバザー等の収益金や寄付金などを財源としています。また、全地区の連絡調整会議として、地区福祉委員会委員長連絡会議が年２～３回開催されています。

（２）小地域ネットワーク活動について

大阪狭山市社会福祉協議会では、平成１０年度からスタートした大阪府の小地域ネットワーク活動推進事業補助金制度にともない、平成１０年度から小地域ネットワーク活動推進事業に取り組んでいます。この活動が円滑に推進されるよう、関係機関との合意形成と調整を図るとともに、活動の推進方法について、検討、総括を行う小地域ネットワーク活動推進委員会を市社協内に設置しています。また、地区福祉委員、民生委員、関係機関の代表者等で構成される小地域ネットワーク推進会議を各地区福祉委員会に設置しています。この活動は、小地域（概ね小学校区）を単位として、要援護者（寝たきりやひとり暮らしの高齢者、障害者、母子・父子家庭など）一人ひとりを対象に、地域の中で孤立することなく、安心して暮らしていけるように、網（ネット）の目のように相互に連絡・連携しあって、たくさんの見守り・支援体制（ネットワーク）をつくり、問題を早期発見し、早期に対応することを目的とする活動です。

小地域ネットワーク活動の内容は、見守り、声かけ訪問活動、個別配食サービス、日常生活や家事支援などの個別援助活動（週２回程度）と、ふれあい会食サービス、いきいきサロン活動などのグループ援助活動（概ね月２回）からなり、地区の状況に合わせて効果的に組み合わせながら進められています。個別援助活動は、地区に見守り支援チームが作られ、対象者の近隣住民や地区福祉委員、民生児童委員、婦人会、老人クラブ、ボランティアなどの協力員４～５人によって構成されています。グループ援助活動は、各地区福祉委員会にある小地域ネットワーク推進会議が実施しています。

市社会福祉協議会では、地区福祉委員会活動を支援するため、１３年度は、４１８万円の助成金の予算を組んでいます。

（3）コミュニティクラブと中学校区地域協議会について

生涯学習（人づくり）推進計画では、少子化、高齢化をはじめ、健康づくりや、生きがい、男女共同参画などの現在直面している本市の重要課題に対応するため、地域コミュニティの再構築を基本目標としています。このため、学校を地域の核とした地域コミュニティの形成に向け、気軽にふれあえる交流施設と交流メニューの充実、学校と地域の協力連携や地域コミュニティの充実により、犯罪等を未然に防ぐ社会チェック機能の充実（地域での子育てによる青少年健全育成、高齢者の生きがいづくり）を進めます。具体的には、スポーツ、文化、レクリエーション等を媒体として、地域コミュニティの活性化を図るとともに、各事業展開を行政主導型から市民主導型への移行進めます。

この計画では、推進組織として、各中学校区を単位として３つの地域コミュニティを設け、そのなかにコミュニティクラブおよび地域協議会を設置します。

① コミュニティクラブについて

この組織は、スポーツ、文化、レクリエーション等を通じて、地域住民の連帯意識の醸成を図ることにより、青少年の健全育成等めざすことを目的としています。当面は、総合型地域スポーツクラブを設立し、運営することにより、気軽に楽しみやすいというスポーツの特性を生かし、幼児から高齢者まで幅広い年齢層から多くの地域住民の参加できるよう活動します。

現在、平成１２年１２月に市民主導により南中学校区を範囲とする南コミュニティクラブが設立されています。このクラブは南第一小学校・南第三小学校区青少年健全育成連絡会が設立母体となり地域のボランティアも加わり設立された団体です。

このクラブでは、第１段階の取り組みとして、総合型地域スポーツクラブを導入しています。将来的には文化活動なども取り入れることを予定しています。クラブハウスは南第三小学校の余裕教室を使用しており、会員数は９３人（3月３１日現在）です。

１２年度においては指導者講習会を実施し、１３年度はハイキングやクリスマス会などのイベント事業や小中学生を対象としたスポーツスクール事業、成人を対象としたスポーツサークル事業が計画されています。

② 中学校区地域協議会について

平成 12 年７月、市内３中学校のそれぞれに地域協議会が発足しました。

低下が叫ばれている、学校・家庭・地域の「子育て力」を取り戻すため、各中学校区の幼稚園・小学校・中学校、小学校・中学校のＰＴＡ、青少年指導員、こども会、主任児童委員参加しています。目的には、校区の学校園・家庭・地域の三者が「協働」し、連携を強化することで、コミュニティづくりをめざすことがまずあげられています。また、地域教育活動や学校園支援活動をとおして、三者が子どもの健全育成に適した環境づくりの取り組みを推進していくことを目的とすることとしています。

中学校区を単位として、青少年と大人が関わり合いを持つ機会を提供し、大人同士の交流を図ることになります。
狭山中学校区はフリースクールみ・ら・いに、南中学校区は南第三小学校に、第三中学校区は社会教育センターにそれぞれ事務所を置き活動をしています。
この協議会の事業には、①地域教育力向上のための地域支援事業、②学校園と地域が融合するための地域連携事業、③家庭教育・学校園教育を支援するための諸事業、④組織内の相互の連絡及び情報交換、⑤その他必要な事業があげられています。
考え方としては、学校を中心にしたコミュニティづくりの組織で、行政主導でつくったものと言えます。どちらかと言えば、学校支援を中心にした義務教育＝学校教育に関わる人々のネットワークで地域コミュニティを再構築する試みと言えます。
１２年度の取り組みとしては、南中学校区地域協議会が、１１月から１２月にかけて中学校のパソコン教室を利用し、市民を対象に、中学校教師が講師になって４回のパソコン講座を開講した。１２月９日には第三中学校、南中学校、青少年野外活動広場を会場にそれぞれの地域イベントを開きました。もちつき、豚汁、しめ縄・たこづくりなどのほか、それぞれが工夫を凝らした催しを実施し、子どもから高齢者まで約２，６００人もの参加者を集めました。
２月１７日には「地域で育つ子どもたち」をテーマに、子どもにかかわっている大人６人に助言者、コーディネータを加えた８人のパネルディスカッションをＳＡＹＡＫＡホールで開催し、約３００人が参加しました。
また、これまで地域で子どもたちを犯罪やいじめから守っていこうと、各ＰＴＡで取り組んできた「守ろう子ども」の活動も各中学校校区協議会としても取り組むことになり、地域協議会と教育委員会連名のプレートを作成しました。
また、１２年１１月に地域協議会ニュースを発行、各中学校の職場体験学習の支援を実施しました。
事業費については、大阪府の補助事業として実施し総額 1,524,468 円の事業費に対して 750,000 円の府補助がありました。この補助制度は平成１２年度～１５年度までの時限補助であるため、その後の事業運営をどのようにしていくかが今後の課題になります。
　また、南コミュニティクラブとの関係を今後どのように考えていくかという課題も併せ持っています。

（4）大阪狭山市公民館クラブ協議会について

　クラブ協議会は、市立公民館で活動するクラブやサークルで組織する団体です。加入は任意ですが、現在５１の団体が所属しています。
クラブ間の親睦と、各クラブ・公民館の活動を進めるための連絡調整を行いより健全なクラブ活動のための協力を目的としています。事業としては、①クラブ運営に関する研究並びに実践と成果などについての交流、②講習会、研修会、発表会、展示会、レクレーションなどの開催、③公民館事業への協力、④他の市町村のクラブとの交流などとなっています。協議会の運営は、所属クラブのメンバー１人あたり月額５０円の協議会費を集めて行っています。主な活動は、レクレーション、公民館まつり、年末すす払いなどのほか公民

館講座に対する参画や各種のイベントへの協力を行っています。
　また、公民館で活動するクラブの運営規定を設け、講師に対する謝礼の上限や会員から集める会費の上限なども定めています。

（５）自治会について

　大阪狭山市に登録している市内の自治会は現在、５７団体あります。各自治会においては、自治会館を活動の拠点として、地域の美化清掃や交通安全、防犯、防災などの生活環境・安全の整備に関するコミュニティ活動や、地域コミュニティを維持、推進するため、婦人会、子供会、老人会などと連携協力を図りながら、地区福祉委員会との連携による福祉活動、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動など、自主的なコミュニティ活動を活発に展開しています。
　また、自治会の構成による市全体の組織として、大阪狭山市地区長会が結成され、現在、４９地区が加入しています。地区長会では、市民自身が取り組むまちづくりのため、市内一斉美化清掃活動、研修会の開催、防災訓練への参加など、活発な活動を展開しています。今後、まちづくりの原点である地域コミュニティの形成に向けた自治会の公益的な社会活動をさらに活性化し、促進していくことが、特に重要と考えられます。

（６）老人クラブについて

　市内の各地区にある老人クラブは現在、５２団体あります。老人クラブにおいては、老後の豊かな人生を得ることを目的に、カラオケやゲートボール、グラウンドゴルフ、ハイキングなどの文化・スポーツ・レクリエーション活動などを活発に展開しています。
　また、老人クラブの構成による市全体の組織として、大阪狭山市老人クラブ連合会（市老連）があり、現在５２地区が加入しています。市老連では、老人福祉の向上をはかり、老後の暮らしの安定を得ることを目的に、活発な活動を展開しています。
　平成１３年度の市老連の会員数は3，２５７人で、前年度と比べて６７人の増加。クラブ数も１つ増えて５２になりました。男女比は６対４で女性が多く、入会資格はおおむね６０歳からですが、実際は５０歳代～１００歳代までおり平均年齢は７５歳です。市老連主催の行事では、演芸大会と各種スポーツ大会、講演会など行っています。また、会報紙『ゆうゆう』を発行しています。各老人クラブには、１７人から２７４人までと規模に差があり、活動の内容も違うので、これをどうするかが課題となっています。

第３章　市内の公共施設の状況について

市内には以下の公共施設があります。また、各地区には、地域住民の最も身近な公共施設として、地区集会所が５６カ所あります。現在、地区集会所は、地域住民による自治活動の拠点として、また、婦人会、子供会、老人会、地域のサークル、ボランティアなどのコミュニティ活動、生涯学習の場として利用されています。今後、これらの公共施設が市民活動の拠点として、さらに、有効に活用されることが求められています。

第４章　大阪狭山市における市民公益活動支援の課題

１．市民公益活動支援における課題について

それでは、本市における市民活動・地域組織の現状及び２つのアンケート調査結果等をふまえ、本市における市民公益活動支援における課題について考えます。

本市では、福祉分野においては、社会福祉協議会ボランティアセンターに登録された個人・団体のボランティア活動や、地域福祉委員会、小地域ネットワーク推進協議会による活動など、地域における福祉活動が、自治会や老人クラブ、婦人会等の連携のもとに、活発に展開されています。また、同ボランティアセンターにおいては、ボランティアの受給調整や相談、団体への助成制度などの具体的な支援の仕組みが長年にわたり築かれ、整備されています。

福祉以外の文化、スポーツ、教育、環境、人権、保健などの分野では、市立公民館や社会教育センター、スポーツ施設などを利用する非営利の市民公益活動団体や趣味のサークル・団体などの市民活動は実に多彩であり、活発に行われています。

本市においては、これらの市民活動のうち、福祉系以外のボランティア活動などの市民公益活動に対しては、その支援策として、ボランティア登録制度、市立公民館使用料の免除、共催・委託事業の実施などの第２部第１章の３で記述した支援は行われてはいるものの、活動基盤・環境整備に関する支援策が十分に行われていないのが現状です。

市民公益活動団体は、市民活動に関するアンケート調査の結果に見るように、行政に対して、主に、情報、資金、研修、交流、ボランティア教育、活動拠点など活動基盤・環境整備に関しての支援を求めています。

また、行政として、福祉系を含めた全分野に渡る市民公益活動を促進していくためには、市と同ボランティアセンター双方が、将来を見据え、役割分担のあり方を明確にし、施策の整合を図りながら協働・連携をさらに強化する必要があります。

以上のことを踏まえ、生涯学習の推進、行政と市民と協働によるまちづくりに向け、市民公益活動を促進するために、行政として取り組むべき基本課題を整理します。

市民公益活動全般にわたる総合的な基本課題として

１．総合的な情報提供・相談の窓口の整備
２．市民公益活動に関する啓発活動の推進
３．活動拠点の整備（公共施設の有効活用など）
４．人材の養成（研修制度、人材の発掘・活用など）
５．市民公益活動を支える組織の設置（支援センターの設置）
６．市民公益活動を推進するためのルールづくり（条例化の検討）

ボランティアや市民公益活動団体などを対象とする個別的な基本課題として

1．ボランティアを希望している人が、気軽に参加できる機会づくりなどの充実
2．市民公益活動団体が、安定的に継続して活動出来るための人材育成や資金面での支援などの組織基盤の整備
3．既存公共施設の有効利用による活動拠点の整備などの活動環境の整備

市民公益活動促進のための推進体制の整備に関する基本課題として

1．市民、市民公益活動団体、専門家を加えた市民参画の推進体制づくり
2．行政内部における横断的・総合的な市民活動推進体制づくり
3．市と社会福祉協議会ボランティアセンターとの連携強化

行政と市民公益活動団体との協働への取り組みに関する基本課題として

1．行政と市民公益活動団体との協働プロジェクトの推進
2．協働のための財政的支援
3．ネットワークの構築と協働のシステムづくり

以上の基本課題を挙げましたが、これに対応する具体的な支援方策については第三部で提言します。

第三部市民公益活動の促進に向けて

第１章　市民公益活動活性化のための基本的な考え方

この章では、市民公益活動を促進するために市が取り組む総合的な支援施策や個別的な支援策の実施にあたってとるべき基本的な考え方を整理します。

１．行政の意識改革

これまで行政にとって、趣味サークル団体や、ボランティア団体など市民団体に対して、育成・保護・支援の対象として考えてきました。確かに団体活動の発展段階や事柄によってはそのような考え方が必要で、有効な場合もあります。しかし、市民の価値観やニーズ、関心が多様化する一方、社会のさまざまな課題に対して市民が自発的に関わるようになってきています。その結果、市民活動に対して、これまでにない柔軟な対応が行政にも求められるようになり、それに対応できる体制づくり、意識変革が必要になってきました。この認識の上にたって、行政は市民団体の公益活動がより実りあるものになっていくような「支援」と「協働」の関係を構築することが大切です。

また、市の施策形成に市民や市民団体の参加、参画を促し、市民公益活動を推進する「仕組みづくり」や「縦割り行政」から「横断的な行政」への移行など行政内の改革が重要になってきます。そのためには、行政自らが可能な限り情報を公表するとともに、自らの活動を評価するためのシステムづくりが求められます。

２．住民自治意識の醸成への取り組み

市民一人ひとりが、社会を構成する一員として、基本的に自己責任と義務があることを再認識し、「住みよいまち」を目指して、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自覚を持つことが求められてきています。物事を自身の課題としてとらえ発言し、その解決に自らかかわっていくことがまちづくりにおける市民の役割です。このことは、「公共サービスは行政に任せておけばよい」という意識から、公共サービスの担い手として、市民自らが積極的に関わっていく意識への変革、つまり自立した市民による「住民自治」の実現に向けた住民の自治意識の確立が欠かせません。

行政にとっても、そのような住民自治意識の醸成への取り組みがますます重要となってきています。

市内で活動する多様な趣味サークル団体や、ボランティア団体、ＮＰＯ法人などの市民団体が、「自助と相互扶助のある市民社会」を創っていくために、その果たすべき役割はますます重要となっています。

３．協働の視点による行政施策の推進

シビル・ミニマムとして、市民が安心して生活できる社会基盤、社会資本、環境整備を行うことが、行政にとっての基本になります。これは、福祉、教育、医療、保険、安全保障、環境、文化、道路、住宅整備などの基本的人権、生活権を地域住民に保障することにあります。

一方、ＮＰＯ法人、ボランティア団体などの市民公益活動団体は、個々のニーズや社会

的課題に対して、柔軟、迅速に対応し、その解決に当たることが可能である点にその特性があります。行政の立ち入れない領域や、まだ手を付けてない社会的課題に立ち向かっていくのも市民公益活動団体の特徴です。

これからのまちづくりでは、公共分野の領域にあって、市民、市民団体が担う領域がますます広がって行くと予測されます。

行政と市民公益活動団体が、それぞれが担う社会的役割、公共領域などを認識しつつ、行政から市民公益活動団体などに対するアウトソーシング、つまり公共サービスの事業委託、共催事業の推進など、市民と行政のパートナーシップの構築に向けた取り組みを一つ一つ積みあげていくことが重要です。

第２章　市民公益活動支援・協働のための基本原則について

既に述べたように、行政と市民、市民公益活動団体の関係は、従来の「対立・依存」から「協力・自律」に支えられた関係に移行する必要があり、これからは、行政と市民との間での連携・協働の関係を構築していくことが大切です。

第１部第３章の２で行政と市民のパートナーシップを考える視点と原則を挙げていますが、あらためて、様々なところで述べられています行政と市民・市民公益活動団体との望ましい協働関係の原則を整理しました。

これらの基本原則は、すぐに両者で容易に理解されるとは思いませんが、議論を交わし、関係を密にしていく中で、その都度確認していくことが大切です。

【基本原則】

① 自主性の尊重

行政は市民公益活動の自主性・自発性を尊重し、側面的・間接的支援を行うこと。

② 多様性の尊重

市民公益活動においては、異なる個性や価値観が理解され、受け入れられること。少数者の意見や発言が尊重されること。

③ 対等な関係

行政と市民・市民公益活動団体との協働においては対等であること。

④ 自立化の原則

行政の支援は、市民・市民公益活動団体が自立していく方向で行い、新しい活動が生まれ育つ環境を整備すること。

⑤ 目的共有の原則

協働において、活動の目的を共有すること。

⑥ 相互理解の原則

市民と行政がそれぞれの特性（長所・短所)、立場を認識し、理解すること。

⑦ 補完性の原則

市民が創造した公共サービスは、行政のサービスに優先されること。
行政のサービスが市民の提供するサービスの機会を奪ってはなりません。

⑧ 公開の原則

支援・協働関係には、外部に透明性と説明責任があること、また、支援・協働事業への参入は条件が満たされれば誰でもできること。

⑨ 評価の原則

行政も市民公益活動団体も、自らの事業に対して自己評価を行い、その結果を公表すること。評価は公表を前提に実施してこそ、その公平性を担保できることになります。第三者機関による評価の機会を設けることも有効な方法です。

第３章　市民公益活動推進のための具体的支援方策

ここでは、第１章「基本的考え方」、第２章「基本原則」をふまえ、行政として市民公益活動を促進するために展開すべき具体的支援策の内容について提言します。

１．総合的支援策の推進

個別の市民・市民公益活動団体に対する支援策に先立ち、大阪狭山市として取り組むべき、総合的・全体的な支援策について述べます。

（１）基盤整備、環境整備を進めること

行政は、市民公益活動の自主性、主体性や多様性を尊重しながら、側面からの応援、また市民公益活動が自立的に発展できるよう、必要な社会環境の整備（活動基盤整備と活動環境整備）に務める必要があります。

ここに列挙した項目は、市民公益活動支援のために必要な施策をさまざまな角度から取り上げたもので、これらが個別に具体化されるのではなく、市の実施するさまざまな事業や市民自身の行う取り組みの中で総合的に実現されていくことが必要です。

① 総合的な情報提供と相談の窓口

市民の関心、市民団体のニーズ、課題は多岐にわたり、多様化しています。一方、情報技術の発達によって情報発信や収集の方法も大きく変化し、個別の団体が自由に情報提供できる環境が次第に整備されてきています。そんな中にあっても、大阪狭山市の人口・面積規模を考えるとき、個別に発信される情報をネットワーク化・一元化することは有効であるばかりでなく、今後ますます重要になってくるものと考えられます。また市内の情報ばかりでなく、近隣市町村を含む広域の情報を提供できることが望ましいと考えられます。同時に、ボランティア活動等の市民公益活動に関するきめ細かい相談機能も必要になります。

具体的には、市立公民館、社会福祉協議会・ボランティアセンター等が、現在それぞれ個別に持っている情報を総合的に収集し、市民に提供・発信するとともに相談に応じる総合情報相談センター機能を担う窓口が必要です。

② 普及・啓発活動

多様な講座・研修会の実施、イベントの開催、情報誌の発行、顕彰制度などを通じて、ボランティア活動や市民公益活動団体などに関する情報や知識を、市民に対し、地道に普及・啓発することが大切です。第１部で「生き生きとしたまちづくり」が生涯学習にあることを述べましたが、この普及・啓発活動は、まさに「市民力」を培うための活動です。これにより市民自身の社会参画や市民意識（住民自治意識）が育っていくことが期待されます。

ボランティア活動の意義や、その効果をＰＲしたり、活動に携わる人を広く紹介したりすることを通じて、市民の意識を高めていくことが重要なことになります。また、市民公益活動を奨励し、気軽にボランティア活動などに市民が取り組める「しかけ」や「動機づけ」となる啓発活動を行うことが、市民公益活動に市民が関わっていくことに繋がります。

たとえば、ボランティア団体などの市民公益活動団体が、各自の活動を市民、行政、企業などに紹介する、「ボランティア・ＮＰＯアワード市民活動発表会」や、「ボランティア・ＮＰＯフェステイバル」のようなイベントを実施することなどが考えられます。

③ 活動拠点の整備

公共施設の有効利用により、市民・市民団体が利用しやすい活動環境を整備する必要があります。

例えば、市民公益活動団体が学校施設を利用することについては、新たな協働関係をつくっていくことや、文化会館やコミュニティセンター、社会教育センター、図書館などの施設を、市民・市民団体がより利用しやすくし、また、これまで利用が進んでいなかった公共施設に関しても情報提供や開放を進めることが重要です。

今後、施設の管理運営に関しても、市民や市民団体の参画を進め、利用料金、利用時間や休館日などの検討を行い、より効率的な施設管理や施設の有効活用を図ることが大切です。

④ 資金的支援

市民公益活動の活性化のためには、資金的な支援が有効になされることが大切です。前章で述べたように、「自立化の原則」に基づき、活動が自立していく方向で支援をする必要があります。市民公益活動がより活性化されるよう誘導したり、支援期間を限定したりするなどの配慮が必要です。これまで、市は様々な形で補助や事業の委託を行っていますが、今後は現状を踏まえながら、支援の原則により、有効な形での資金支援が行えるよう総合的な支援方策を探る必要があります。

⑤ 人材育成

まちづくりや、市民公益活動を促進するためには、その組織、活動を支える人材の確保と育成はきわめて重要です。特に複数の団体を有機的に結び、協働による市民公益活動をプロデュースしたり、コーディネートする能力を持った人材、まちづくり仕掛け人の発掘や育成に重きをおく必要があります。今後は、市民が身近に学習できるリーダーシップト

レーディング、人材を育成するための講座などが求められます。各種専門的な知識を持っている人材の発掘と照会などを通しての支援も考えられます。

また、相互理解と「協働」の推進にあたっては、行政職員と市民公益活動団体スタッフが共同して学習の機会を持つことも有効です。

⑥ 市民公益活動を支えるための組織（支援センター）の設置

市民が持っている力を十分発揮し、行政と市民・市民団体との新しい「協働」関係を実現するために、総合的なサポートセンターを市民主体で運営し、それに対して行政が支援することを提言します。

このセンターは、既存の公共施設を活用し、広く市民や市民団体に開放されるとともに、既に述べてきた総合的な支援機能を備えるものとします。情報提供・発信、人材養成、資金援助、調査研究、政策提言活動、各種相談やコーディネート機能、ネットワーク機能や交流、会議、研修の場として、また、市民団体の共同ワークスペースと事務所的機能を持った活動拠点として活用されていくことになります。そのためには、開設時間や使用許可など管理運営に関して、公的施設としてのこれまでの限界を超える工夫が必要になります。

⑦ 市民公益活動を進める制度としての条例化

市民公益活動を促進し、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進するためには、市民公益活動団体がより活動しやすい環境をつくるため、新たなルールづくりが必要になります。

行政として、市民公益活動団体との協働の原則や市民公益活動団体を支援するにあたっての基本原則を踏まえ、市が市民公益活動を支援する目的や、支援を行うための総合的かつ具体的措置や手続き等を明らかにするルールが必要です。これまでの市民にとって分かりにくい補助・支援要綱ではなく、透明性・公平性・公開性などの観点から広く市民に理解される制度としての条例化が望まれます。

⑧ 「生涯学習都市宣言」の議会採択

本市は、人間の尊重と地域社会の発展をめざし、まちづくり推進の基本に「生涯学習を進めること」を置いています。そこで、本市が生涯学習都市宣言をすることにより、自らの目標を内外に示すことが重要と考えます。

⑨ ボランティアの安全衛生に対する基準の策定

ボランティア活動を考える上では、それに携わることに伴い、事故や負傷、病気や心身の障害が発生する危険も想定しておくことが必要です。特にボランティアを受け入れる場合に配慮すべき「ボランティア活動に伴う安全衛生確保の基準」を策定しておくことは重要なことです。

２．個別的支援策の推進

（１）ボランティア及びボランティアを希望する市民への支援

第１章で述べたように、市民は「まちづくり」の主体であり、これまでのように行政サービスを受ける存在という受動的な関係にとらわれることなく、個々のニーズ、関心や課題に自らが、また、人と人とのつながりの中で相互に、その解決に当たる気運が生まれてきています。こうした中、行政として、市民の自発的なボランティア活動を促進するとともに、市民の社会参画の機会を提供することが特に重要になってきます。

ここではこれからボランティア活動に取り組もうとする人や、すでにボランティア活動に取り組んでいる個人に対する支援について考えます。

① ボランティア活動など市民公益活動への参加の機会づくり

市民が自発的、自主的にボランティア活動などの市民公益活動に気軽に参加できる機会づくり、市民の交流の「場」づくりなどを通して、参加の機会を提供する必要があります。

② ボランティア活動の理解、自治意識の醸成などの学習機会の提供

ボランティア講座、ＮＰＯ講座、イベントの開催など様々な機会を通して、公益活動に関する市民の理解を深めるための学習機会を提供し、ボランティアやグループリーダーの養成を進める必要があります。

③ 相談機能の充実

ボランティア活動などの市民公益活動に対して、関心を持つ人の要求に的確に応え、意欲のある人たちが活動できる機会を提供するために、ボランティア活動やＮＰＯの活動に関する総合的な情報の提供や相談を担う窓口の整備が必要です。

（２）ボランティア団体などの市民公益活動団体への支援

ボランティア団体、ＮＰＯ法人などの民間団体は、営利を目的としていない団体であるため、様々な形での支援を得ながら活動を展開しています。このような市民公益活動団体が活性化し、社会に根づいていくための支援が求められています。このため、行政として、組織の運営に関わる基盤整備及びその活動を活発にする環境整備を進める必要があります。

ここでは、先に述べた個人に対する支援に引き続き、団体に対する支援について述べます。

① 組織マネージメント能力の向上

組織の運営に関わる人に対して、財務、総務、労務などの組織管理面、広報や資金調達、事業計画などの事業運営面など組織マネージメント能力研修を実施することや、研修を受けるための参加費助成などを行う必要があります。

② 人材の育成

「組織は人なり」というように、ボランティア団体や市民公益活動団体の活性化を図るためには、その組織と活動を支える人材の確保と育成は欠かせません。多くの団体には専従職員もほとんどいないのが現状ですが、事業計画と実施、その評価、資金調達やマネジメントの向上に努めることが益々大切になっています。そのために、人材の発掘、人材を育成するための研修制度、行政や企業、ＮＰＯ間の人事交流などを通して、市民公益活動団体への支援策を検討する必要があります。

③ 資金面での支援策

市民公益活動団体の抱える課題に活動資金の確保があります。市民公益活動が継続的にまた健全に実施されていくためには、寄付、会員拡大や自主事業を通して、団体自身の自助努力が必要なことはいうまでもありません。同時に、行政がこれまで実施してきた補助金、助成金、事業委託などの手法を含めた、より総合的・積極的な資金支援策の検討が必要です。

市民公益活動団体の自主的な「公共サービス活動」に対し、基金など新たな助成制度を検討するとともに、補助金制度、運営支援資金、市民公益活動団体融資制度、コミュニティファンド、寄付控除などを検討し、実施可能性を探ることが必要です。

④ 活動拠点の整備、拡充

ボランティア団体やＮＰＯなど市民公益活動団体にとって、継続的に活動を展開するためには、活動場所の確保や事務所機能を確保する事がきわめて重要です。行政として、市民公益活動の促進のためにも、活動拠点の整備と拡充に努める必要があります。

そのために、既存の公共施設を有効に活用することや、地域における新たな活動拠点の発掘と情報の提供、さらに総合的な市民活動を促進するための支援センターの設置などを検討する必要があります。

⑤ 器材、物品の提供

団体が事業用として、個々に高価な機材、機器、物品を購入・リースする場合、高額な費用を負担することになります。行政は、個々の団体が相互に利用できるように機材、機器、物品を貸し出しすることも必要となります。その際には、可能な限り利用しやすく、有効に活用できるよう無用な制約を加えないことが必要です。

⑥ 情報発信、提供並びに相談機能の充実

インターネット上や情報誌の発行を通して、ＮＰＯ活動や団体の情報、ボランティア情報、活動支援情報など総合的な情報を提供するとともに、専門的なコーディネーターを配し、相談業務を行う体制を整えることが必要です。

また、ＮＰＯ法人化を検討している市民・市民団体への相談・助言に対応することも大切です。

⑦ 共催、補助、委託事業の拡充

市民公益活動団体の自主的な活動を尊重しつつ、後援、共催、協賛、補助、委託などの支援を行い、新たな「協働」関係の推進を図る必要があります。

⑧ 団体間のネットワーク化、パートナーシップの構築

市民公益活動団体間また行政、研究機関、企業などとの連携、情報の交流を進めることが重要です。

３．市民公益活動を促進するための推進体制の整備

（１）市民公益活動を促進するための推進会議の設置

市民、市民団体、学識経験者などが参画する「非営利市民公益活動促進のための推進会議」を設置することが必要と考えます。この推進会議では、懇話会からの提言を受け、市が示す総合的な支援・協働方針に基づく具体的な施策の内容を検討することになります。
①市民公益活動促進のために、行政施策、事業評価システムなどを検討します。
②市の市民公益活動団体などに対する事業委託、助成金、補助金制度の検討を行います。

（２）行政内部に市民活動、ＮＰＯ支援のための総合的な推進体制の整備

縦割り行政の弊害をなくし、総合的な受け皿（総合窓口及び庁内横断的調整組織）をつくる必要があります。また、情報を積極的に公開するシステムづくりが重要となります。

（３）市と市社会福祉協議会・ボランティアセンターとの連携強化

行政として、今後の具体的な支援方策においては、市社会福祉協議会・ボランティアセンターを通じて行ってきた間接的な福祉ボランティア活動への支援に加え、今まで十分な支援がなされていなかった福祉以外のボランティア活動・市民公益活動への支援策を展開する必要があります。また、ますます多様化する社会において、複合する領域、つまり福祉系とその他の領域が重なり合う領域に対しての対応のためにも、市と市社会福祉協議会・ボランティアセンターが、それぞれの役割分担のあり方・複合する領域についての対応を明確にし、さらに連携・強化を図りながら、将来的には、全ての領域に円滑に対応すべく、推進組織・支援方策・支援措置等の統合化に向けた取り組みが必要と考えます。

第４章　市民公益活動団体との協働推進に向けて

既に見てきましたように、大阪狭山市では市民公益活動団体と、後援、共催、委託事業など様々な協働関係を進めています。実際のところ、市民公益活動団体が行政や企業などと対等なパートナーシップを構築して、事業を展開して行くには、数々の課題もあります。現実的には、対等な関係といっても、市民公益活動団体における専門的な知識や経験、組織的な活動力、資金など、事業遂行能力の点において、行政、営利組織とでは、大きな力量の差がある場合が認められます。

この場合においては、お互いの差異を認め合い、「個々の能力に応じた役割分担の取り決め」を行うことにより、協働が可能となります。また、行政は、市民公益活動団体の未成熟な段階から成長、発展段階まで、その時の能力に応じて、自立のための資金援助、市民公益活動団体へのアウトソーシング・共催事業、事業委託など協働のための具体的な支援を、個々の事業毎に精査し、行う必要があります。このようにして、市民公益活動団体は自分たちのノウハウを蓄積し、自立への向上につながっていくことになります。このことは、市民公益活動団体と営利組織、地域組織が協働を行う場合も同様です。

いま、行政においては、市民公益活動団体が自己責任のもとで、その特性、能力を生かし、成長を遂げつつ社会的役割を担っていけるよう、協働関係の構築・支援が求められています。改めて、協働事業を推進するにあたって、行政内部における意識改革と協働への基本原則の理解、そして、行政の意思決定過程に市民公益活動団体の参画が重要になってきます。

以下、協働化推進に向けて提言します。

（1）行政と市民公益活動団体の協働プロジェクトの推進

本市として、従来から行政が行ってきた公共サービスや今後、実施を計画しているプロジェクトの中から、市民公益活動団体へのアウトソーシング、共催事業や委託事業への可能性を検討し、可能な範囲から協働事業を推進することが重要です。また、市民公益活動団体の新たな公共サービスや起業活動を支援し、また市民公益団体との協働によるパイロット事業の推進を積極的に検討する必要があります。

さらに、行政としては、市立公民館、文化会館、社会福祉協議会、コミュニティセンター、学校などの公共機関と市民公益活動団体との協働を促進・支援する必要があります。

（2）協働のための財政的支援

多様な市民のニーズや様々な課題に取り組んで公共サービスを行っている市民公益活動団体が継続的に、安定した事業を展開するための財政支援策を総合的に検討する必要があります。また、この機会に、従来の補助事業、共催事業、委託事業を再検討しつつ、その拡充に向け、効果的、適切な運用に努める必要があります。更に、団体運営支援制度や、新たな資金の設定も検討していくことが重要です。

（3）ネットワークの構築と協働システムづくり

行政は、市民公益活動団体及び地域団体、企業などの間において、相互の情報交換や人的交流を促進し、連携と協働関係の構築に努めることが大切です。

具体的には、市民公益活動団体と企業などが協働して、地域経済の活性化に貢献できるような交流の場の設定をすることや、市民公益活動団体が、様々な地域団体（自治会、地区福祉委員会など）との連携、協働関係を深めて、「活力あるまちづくり」に貢献することが可能になるような交流の場の設定などが求められます。

参考資料

（1）大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会委員名簿

（敬称略）

委員氏名	職名等	所属団体等の名称
まじま　かつしげ 真嶋　克成	会　　長	帝塚山学院大学国際理解研究所
いまにし　こうぞう 今西　幸蔵	副 会 長	京都学園大学
なかつじ　しげる 中辻　茂	委　　員	大阪狭山市地区長会
のだ　　とみお 野田　登美男	委　　員	大阪狭山市社会福祉協議会
みぞばた　やすのり 溝端　保令	委　　員	大阪狭山市商工会
おかだ　　つねこ 岡田　恒子	委　　員	ボランティアグループ連絡会
にしがいと　ようじ 西垣外　洋司	委　　員	大阪狭山ライオンズクラブ
おくひら　のぼる 奥平　昇	委　　員	大阪狭山ロータリークラブ
なめだ　　やすお 洟田　靖夫	委　　員	大阪狭山青年会議所
すみもと　ひさし 住本　尚志	委　　員	NPO 法人　ﾆｯﾎﾟﾝ・ｱｸﾃｨﾌﾞﾗｲﾌ・ｸﾗﾌﾞ
ふるたに　ゆうこ 古谷　裕子	委　　員	NPO 法人　メープルエイド
よしだ　　なおこ 吉田　尚子	委　　員	市民委員
のぐち　　ゆみ 野口　由美	委　　員	市民委員

（２）大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会設置要綱

（設置）

第１条　本市における市民生活の向上及び市民参加による街づくり等の推進を図るため非営利公益市民活動を行う団体等（以下「非営利活動団体等」という。）の総合的な支援方策を検討することを目的として、大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　懇話会は、本市における非営利活動団体等の育成及び支援についての方策を検討するとともに、当該団体等との間に適切な協働関係を構築するための課題について協議し、その結果を市長に提言するものとする。

（組織）

第３条　懇話会は、委員１５名以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条の規定による提言が行われるまでとする。

（会長及び副会長）

第５条　懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

２　会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　懇話会の庶務は、総務部人権広報課において行う。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行後、最初に行われる懇話会の会議の招集は、第６条第１項の規定にかかわらず、市長が行う。

（3）大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会及び作業部会等の記録

	開催日程	会議の内容
第一回	平成１２年１２月１８日	・委嘱式 ・大阪狭山市非営利公益市民活動懇話会について ・今後の会議の進め方について ・ボランティア・ＮＰＯとその活動について
第二回	平成１３年1月１６日	・市民活動の現況について ・公益市民活動団体に対するアンケート実施について
第三回	平成１３年1月２３日	・市民と行政のパートナーシップについて（今西副会長による他市事例をもとに講演） ・公益市民活動団体に対するアンケート実施について（アンケート案及び日程について）
第四回	平成１３年2月１６日	・大阪狭山市におけるパートナーシップの取り組み現況について ・パートナーシップの基本的な考え方について
第五回	平成１３年3月6日	・公益市民活動団体抽出アンケート調査結果について ・市民活動活性化のための施策の基本的な考え方について ・市民フォーラムの開催について
第六回	平成１３年3月２７日	・市民活動活性化のための施策の基本的な考え方について ・市民活動活性化のための施策の具体的支援方策について ・市民フォーラムの進め方について
第七回	平成１３年4月２４日	・市民活動活性化のための施策の具体的支援方策について ・市民活動活性化のための施策の具体的支援方策（提言書の構成案）について ・市民フォーラム実施報告 ・市民研究会の発足について
第八回	平成１３年7月１０日	・提言書（案）について

作業部会及び打ち合わせ会議

開催日程	会議の内容
平成１３年４月１７日	・打ち合わせ会議（提言書素案の検討）
平成１３年５月１６日	・打ち合わせ会議（提言書素案の作成）
平成１３年５月２２日	・懇話会作業部会（提言書案の作成）
平成１３年６月　４日	・打ち合わせ会議（提言書案の作成）
平成１３年７月　５日	・打ち合わせ会議（提言書案の作成）
平成１３年８月　９日	・打ち合わせ会議（提言書案の作成）

市民フォーラム（みんなでつながろう！２００１）

平成１３年４月４日	・市民フォーラム打合せ
平成１３年４月８日	・おおさかさやま市民フォーラム開催 （みんなでつながろう！２００１）
平成１３年４月１７日	・おおさかさやま市民フォーラム評価会

大阪狭山市非営利公益市民活動推進懇話会事務局

大阪狭山市役所　総務部人権広報課
大阪府大阪狭山市狭山一丁目２３８４－１
電話　０７２－３６６－００１１